## アイルランド

## 特許法

## 2019年12月2日までの修正を含む

### 目次

- 第 I 部 序則及び総則
- 第1条 簡略名称及び施行
- 第2条 解釈
- 第3条 命令及び規則
- 第4条 支出
- 第5条 廃止及び経過規定
- 第 II 部 特許一般
- 第 I 章 特許庁及びその長官
- 第6条 特許庁及び特許意匠商標長官
- 第7条 特許の付与
- 第8条 第II 部の出願の範囲
- 第 II 章 特許性
- 第9条 特許可能な発明
- 第10条 特許性の例外
- 第11条 新規性
- 第12条 無害な開示
- 第13条 進歩性
- 第14条 産業上の利用
- 第 III 章 出願
- 第15条 特許出願の権利
- 第16条 特許を受ける権利
- 第17条 発明者の記載
- 第18条 出願の実行
- 第19条 発明の開示
- 第20条 クレーム
- 第21条 発明の単一性
- 第22条 要約書
- 第23条 出願日
- 第24条 分割出願
- 第25条 優先権
- 第26条 優先権の主張

- 第27条 優先権の効果
- 第28条 出願の公開
- 第 IV 章 特許付与までの手続
- 第29条 調查報告書
- 第30条 外国の明細書又は調査報告書の使用
- 第30A条 特許性に関する第三者による意見陳述
- 第31条 特許の拒絶又は付与
- 第32条 出願の補正
- 第33条 出願の取下
- 第34条 特許付与の告示;明細書の公告
- 第35条 出願の効力の継続
- 第35A条 出願の回復
- 第V章 付与後の特許に関する規定
- 第36条 特許の存続期間
- 第37条 失効した特許の回復
- 第38条 特許付与後の訂正
- 第39条 特許の権利放棄
- 第 VI 章 特許及び特許出願の効果
- 第40条 発明の直接実施の防止
- 第41条 発明の間接実施の防止
- 第42条 特許の効力の制限
- 第43条 権利の制限
- 第44条 公開後の特許出願により付与される権利
- 第45条 保護の範囲
- 第46条 立証責任
- 第 VII 章 権利侵害
- 第47条 特許侵害訴訟
- 第48条 特許共有者による侵害に対する訴訟
- 第49条 侵害の損害回復に関する制限
- 第50条 一部有効な特許の侵害への救済
- 第51条 排他的ライセンシーによる侵害訴訟
- 第52条 特許の有効性が争われたことの証明書
- 第53条 侵害訴訟を提起するとの根拠のない脅迫への救済
- 第54条 不侵害の宣言を行う裁判所の権限
- 第55条 出願日又は優先日の前に始まった実施を継続する権利
- 第56条 公開された出願の侵害に対する訴訟

- 第 VIII 章 取消
- 第57条 特許取消の申請
- 第58条 取消の理由
- 第59条 取消申請の審査
- 第60条 自己の発意により特許を取り消す長官の権限
- 第61条 特許の有効性を争点とする事態
- 第62条 長官に与える裁判手続の通知
- 第 III 部 短期特許
- 第63条 短期特許の出願
- 第64条 同一発明についての第II 部に基づく特許及び短期特許は共存しない
- 第65条 短期特許及びその出願に関する規定
- 第66条 侵害訴訟
- 第67条 短期特許取消の特別理由
- 第 IV 部 自発的及び強制ライセンス
- 第68条 ライセンスの登録簿への記入申請
- 第69条 記入の取消
- 第70条 強制ライセンス
- 第71条 強制ライセンスに関する規定
- 第72条 政府の大臣の申請によるライセンス等
- 第73条 第70条及び第72条に基づく申請手続
- 第74条 仲裁人に対する上訴及び付託
- 第75条 ライセンスに関する補充規定
- 第 V 部 アイルランドの国の事業のための発明の使用
- 第76条 発明,出願又は特許の政府の大臣に対する譲渡
- 第77条 アイルランドの国の事業のために発明を使用する権利
- 第78条 第77条に従う発明の使用;補充規定
- 第 VI 部 特許出願及び特許契約条件における所有権
- 第79条 特許出願及び特許の性質
- 第80条 特許出願及び特許の共有
- 第81条 特許を受ける権利の決定等
- 第82条 所有権変更の効果
- 第83条 契約における一定の条件の取消
- 第 VII 部 特許登録簿;登録簿の証拠,書類等
- 第84条 特許登録簿
- 第85条 特許出願及び特許の譲渡等
- 第86条 登録簿を訂正する裁判所の権限

- 第87条 長官の証明書及び証拠書類の認証謄本
- 第88条 特許出願及び特許に関する情報及び閲覧
- 第89条 調査の請求
- 第 VIII 部 長官又は裁判所に対する手続
- 第90条 長官による裁量権の行使
- 第91条 費用及びその担保
- 第92条 長官に提出する証拠
- 第93条 長官に対する弁論権
- 第94条 特権付通信
- 第95条 裁判所補佐人
- 第96条 長官の裁定に対する上訴
- 第 IX 部 長官:補充規定
- 第97条 長官の任命
- 第98条 長官の幹部職員の任命
- 第99条 手数料
- 第100条 公報及び情報の公告
- 第101条 免除される一定の報告
- 第 102 条 長官は法務総裁に助言を求めることができる
- 第103条 年次報告
- 第104条 就業時間及び非就業日

# 第 X 部 特許代理人

- 第105条 委任された代理人が行う行為
- 第106条 特許代理人であることの無権主張
- 第107条 特許代理人として登録される資格
- 第108条 特許代理人登録簿からの削除又は特許代理人登録の停止
- 第109条 特許代理人に関する規則

### 第 XI 部 雑則

- 第110条 誤記の訂正
- 第 110A 条 第 110 条に基づく取り下げられた出願の回復の効果
- 第111条 登録簿の虚偽記入等
- 第112条 特許権の無権主張
- 第113条 庁との公式関係を有する旨の虚偽表示
- 第114条 規則を制定する大臣の権限
- 第115条 郵送による通知の送達等
- 第116条 法律に基づき没収される物品
- 第117条 領域保護の範囲
- 第118条 大臣,長官及び幹部職員の公務についての免責特権

## 第 118A 条

- 第 XII 部 国際条約に関する規定
- 第119条 欧州特許の効力
- 第120条 欧州特許出願提出の効果
- 第121条 欧州特許及び特許出願の真正な本文
- 第122条 欧州特許出願の変更
- 第123条 欧州特許を受ける権利に関する疑義の裁判所による裁定
- 第124条 他国の所轄当局による特許の裁定の効果
- 第125条 特許代理人及びその他の代表者
- 第 126 条 欧州特許弁護士
- 第127条 国際特許出願
- 第 127A 条 アイルランドを指定する国際特許出願が第 II 部に基づく特許出願として扱われる状況
- 第128条 特許に関する国際協定に効力を付与する命令
- 第129条 条約及び条約に基づく証書の証拠
- 第130条 欧州特許条約に基づく訴訟の証拠の取得
- 第131条 欧州特許庁等に対する情報の伝達等
- 第132条 財務規定
- 第1附則 経過規定
- 第2附則 第45条(3)にいう指示

# 第 I 部 序則及び総則

### 第1条 簡略名称及び施行

- (1) 本法は1992年特許法として引用することができる。
- (2) 他に別段の定めがある場合を除き、本法は所轄大臣の命令により指示する日に施行する。

## 第2条 解釈

(1) 本法において文脈上別段の解釈を要する場合を除き,

「1964年法」とは、1964年特許法をいう。

「世界貿易機関を設立する協定」とは、1994年4月15日にマラケシュにおいて作成された世界貿易機関を設立する協定であって、当該協定議定書により改正され又は補足され、アイルランドにおいて現に有効なものをいう。

「出願人」とは、本法に基づいて出願する者をいい、その者の権限が第85条に基づいて登録され又はこの者の権限に関し同条に基づく指示が発せられた者及び死亡した者の人格代表者であってその者により当該出願が行われた者を含む。

「欧州特許出願」とは、欧州特許条約に基づく出願をいう。

「裁判所」とは

- (a) 申請が関係する訴訟において、損害賠償又はその他の救済額が、契約又は不法行為に係る訴訟に関する地方裁判所の管轄権として法で定められている金額を超えない場合は、地方裁判所、
- (b) 申請が関係する訴訟において,損害賠償又はその他の救済額が,契約又は不法行為に係る訴訟に関する巡回裁判所の管轄権として法で規定されている金額を超えない場合は,巡回裁判所。
- (c) その他の場合は高等裁判所。

「譲受人」とは、死亡した譲受人の人格代表者を含み、ある者の譲受人という場合は、その 人格代表者の譲受人又はその者の譲受人も含まれる。

「審判部」とは、欧州特許条約第21条の審判部をいう。

「商業的に実施」とは、明確に実在する施設若しくは組織において又はその手段により、全 ての事情に照らして適切かつ合理的な規模をもって、特許の主題である製品を製造し又は製 法を実行することをいう。

「会社」とは、1963 年会社法第 2 条の趣旨の範囲内の会社又は国の内外を問わずその他の法人をいう。

「長官」とは、知的財産庁長官をいう。

「国際民間航空条約」とは、1944 年 12 月 7 日にシカゴで署名された国際民間航空条約をいう。

「出願日」とは,

- (a) 本法に基づいて行われた特許出願につき本法の関連規定に基づいて出願を提出した日, 及び
- (b) その他の出願については、出願国の法律に基づいて又は当該国が当事国である条約若しくは協定の条件に従って、当該国において出願日として扱われる日又は出願日と同等の日をいう。

「優先日」とは、第26条に従って優先権の目的で主張された最先の日をいう。「指定する」とは、

- (i) 特許出願に関しては(場合に応じて欧州特許条約又は PCT 条約に従って)発明の保護を求める国を指定することをいい,かつ,欧州特許条約又は PCT 条約に従って指定されたものとして扱われている国をいうことを含む。
- (ii) 特許に関しては(欧州特許条約に従って)特許が効力を有する国を指定することをいう。 「取締役」とは、法人の管理者(呼称の如何を問わない)の地位にある者を含む。

「分割出願」とは、第24条により分割出願に与えられた意味を有する。

「EEA 協定」とは、1992 年 5 月 2 日オポルトにて署名された欧州経済領域の協定であり、その後のすべての補正を含む。

「EEA 加盟国」とは、(a)加盟国又は(b) EEA 協定に署名した国。

「拡大審判部」とは、欧州特許条約第22条の拡大審判部をいう。

「欧州名簿」とは、欧州特許条約に従って欧州特許庁が保持する職業的代理人の一覧をいう。 「欧州特許」とは、欧州特許条約に基づいて付与された特許をいう。

「欧州特許公報」とは、欧州特許条約に基づいて公布された当該名称の公報をいう。

「欧州特許条約」とは、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名された欧州特許の付与に関する条約であって、現に改正されたものをいう。

「欧州特許庁」とは、欧州特許条約により設立された当該名称の官庁をいう。

「排他的ライセンス」とは、特許所有者又は特許出願人からのライセンスであって、ライセンシー又はライセンシー及びその者により許可された者に対して、(特許所有者又は特許出願人を含む)その他の全ての者を排除して、発明に関する権利を付与するものをいい、「排他的ライセンシー」及び「非排他的ライセンス」は、それぞれこれに従って解釈される。

「職能」には、権限及び職責を含む。

「国際特許出願」とは、PCT条約に基づいて行われる出願をいう。

「発明者」とは、発明の実際の考案者をいい、「共同発明者」はこれに従って解釈する。

「公報」とは、特許庁公報をいう。

「世界貿易機関加盟国」とは,世界貿易機関を設立する協定の締約国をいう。

「所轄大臣」とは、商工大臣をいう。

「庁」とは、アイルランド知的財産庁をいう。

「工業所有権の保護に関するパリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日パリで署名された当該名称の条約であって、国内で現に有効な当該条約に対する議定書により修正され補足されたものをいう。

「特許」とは、第 II 部又は第 III 部に従って付与された排他的権利をいう。

「特許代理人」とは、第94条に該当する場合を除き、第105条によりその者に与えられた意味を有する。また、この法律(第94条を除く)又はその他の法令における特許代理人への言及は、特許弁護士への言及も含むものとする。

「特許出願」とは特許に関する第 II 部又は第 III 部に基づく出願をいう。

「所定の」とは裁判所の手続については裁判所規則によって規定されることをいい, その他 の場合は本法に基づいて制定される規則により規定されることをいう。

「特許所有者」とは、特許を付与された者又はその後に第85条に基づいて権原が登録される者をいう。

「公告した」とは,

(a) 本法に基づく公告を請求される書類に関して、公衆の利用に供することをいい、庁で及び所轄大臣が当該目的のために一時的に指定することができるその他の場所(存在する場合)で、手数料納付の有無に拘らず、公衆が書類を当然の権利として閲覧することを含み、また(b) 長官が公告を許可するその他の書類、事項、記録又は情報に関して、公衆の利用に供することをいい、庁で及び所轄大臣が当該目的のために一時的に指定することができるその他の場所(存在する場合)で、手数料納付の有無に拘らず、当該の書類、事項、記録又は情報を何らかの態様で利用に供することを含む。

「登録簿」とは、特許の登録簿又は該当する場合は特許代理人の登録簿をいう。

「権利」とは、特許又は特許出願に関しては特許又は出願における利益を含み、前述を害することなく、本法において特許における権利というときは特許における持分を含む。

「PCT 条約」とは 1970 年 6 月 19 日ワシントンで署名された特許協力条約として知られる条約をいう。

「TRIPs 協定」とは、世界貿易機関を設立する協定に付属する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう

「工業所有権の保護に関するパリ同盟」とは工業所有権の保護に関するパリ条約により設立された同盟をいう。

- (2) 本法において別段の表示がない場合は、
- (a) 部,条又は附則というときは,本法の部,条又は附則をいい,
- (b) 項というときは引用が生じる条の項をいう。

### 第3条 命令及び規則

- (1) 本法により命令又は規則を制定する権限が付与されている場合は、当該命令又は規則は、権限が関係する事項の全て又はその1若しくは2以上の何れかについて制定することができる。また、異なる種類又は表示に関する事項については、当該命令又は規則により異なる規定を制定することができる。
- (2) 本法に基づいて制定された全ての命令又は規則はその制定後速やかにアイルランド議会の各院へ提出するものとし、当該命令又は規則が議会に提出された後の次の21日開会日内にその何れかの院により当該命令又は規則を無効とする旨の決議が可決された場合は、それに従って当該命令又は規則は無効とされる。ただし、これらに基づいて既に行われた如何なる事柄の効力も害されない。
- (3) 本法に基づいて命令又は規則が制定された後は速やかにこの旨及びこれらの命令又は規則の謄本を入手し得る場所を公報に公告しなければならない。
- (4) 命令を下す権限には、第1条(2)に基づく命令の場合を除き、当該命令を修正し又は取り消す権限を含む。

## 第4条 支出

本法の施行上所轄大臣の負担する支出は、財務大臣の承認する限度において議会が定める予算から支弁される。

# 第5条 廃止及び経過規定

1964 年法及び 1966 年特許(改正)法は, 第 1 附則の規定に従うことを条件として, 本法により無効とする。

## 第 II 部 特許一般

## 第 I 章 特許庁及びその長官

### 第6条 特許庁及び特許意匠商標長官

- (1) 特許庁及び特許意匠商標長官は、本法又はその他の法規により定められる目的のために存在し続ける。
- (2) 特許意匠商標長官は、永久的継続性及び当該名称で司法上認められた公式印章を有する唯一の法人であって、告訴し、また告訴されることもあるものとして存続する。
- (3) 庁は長官の管理下に置かれ、長官は大臣の総合的な監督と指示の下で行動する。
- (4) 如何なる法規においても商工業所有権登録庁及び商工業所有権庁長官への言及は、それぞれ庁及び長官への言及として継続して解釈する。
- (5) 特許庁は、2019 年著作権及びその他の知的財産法第 42 条の施行後、特許庁として知られることはなくなり、代わりにアイルランド知的財産庁として知られる。
- (6) 特許意匠商標長官は、2019 年著作権及びその他の知的財産法第 42 条の施行後、特許意匠商標長官として知られることはなくなり、代わりに知的財産庁長官として知られる。

# 第7条 特許の付与

特許は、本法の規定に従うことを条件として、かつ、同規定に従って、長官により付与される。

## 第8条 第II 部の出願の範囲

この部の以下の規定は、第 III 部を適用する短期特許に関し、同部の規定に従って効力を有する。

# 第 II 章 特許性

### 第9条 特許可能な発明

- (1) 全ての技術分野における発明は、産業上の利用が可能であり、新規であり、かつ、進歩性を含む場合は、この部の規定に基づいて特許を受けることができる。
- (2) 特に次の何れの事項も(1)の趣旨の範囲内の発明であるとみなしてはならない。
- (a) 発見, 科学的理論又は数学的方法
- (b) 審美的創作
- (c) 精神的行為, ゲーム若しくは事業を行うための計画, 規則若しくは方法又はコンピュータ・プログラム
- (d) 情報の提供
- (3) (2) の規定は、特許出願若しくは特許が当該主題又は行為それ自体の関係する範囲内に限
- り、同項にいう主題又は活動の特許性を排除する。

## 第10条 特許性の例外

特許は、次について付与してはならない。

- (1) (a) 商業的実施が公序良俗に反する発明。ただし、その実施が法律で禁止されたという理由のみで公序良俗に反するとみなしてはならない。
- (b) 植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物の生産についての本質的に生物学的な方法であって、微生物学的な方法若しくはその生産物以外のもの
- (c) 外科手術又は療法による人体又は動物の身体の治療方法及び人体又は動物の身体に対して実施される検査方法。
- (2) (1)(c)は、当該方法で使用される製品、特に物質又は組成物には適用されない。

## 第11条 新規性

- (1) 発明は、技術水準の一部を構成しない場合は、新規であるものとみなす。
- (2) 技術水準とは、特許の出願日前に、書面若しくは口述の説明の手段により、実施により又はその他の方法により、公衆(アイルランド内か他の場所かを問わない)の利用に供された全ての事柄を含む。
- (3) 更に、出願された特許の内容は、その出願日が(2)にいう日に先行し、かつ、本法に基づいて当該日以後に公開された場合は、技術水準に含まれるものとみなす。
- (4) (2) 及び(3) の規定は,第10条(1)(c) にいう方法における使用に関しては,技術水準に含まれる物質又は組成物の特許性を排除しない。ただし,当該何れかの方法のためのその使用が技術水準に含まれないことを条件とする。
- (5) (2) 及び(3) の規定は, (4) に規定する物質又は組成物が, 第10条(1)(c) に規定する方法における特定の用途に使用される場合に, 当該用途が技術水準に含まれない限り, 特許性を排除しない。

### 第12条 無害な開示

(1) 第11条の出願に対しては、発明の開示が特許出願前6月以内にされ、かつ、次の事情又は結果による場合は、その開示は考慮されない。

- (a) 発明に関しての秘密性若しくは合意への違反又は発明を構成する事項の違法取得,又は
- (b) 出願人又はその法律上の前任者が1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約若しくはその後の条約、協定又は当該条約に代わる他の協約に基づく公式又は公認の国際博覧会で当該発明を展示した事実

ただし、展示者は、特許出願の際に、当該発明がこのように展示されたことを記述し、これを証明する証明書を所定の期間及び条件に基づいて提出することを条件とする。

- (2) 所轄大臣は、アイルランドが当事国であり又は当事国となる協定若しくは国際条約を有効にするために必要と信じる場合は、(1)の適用上、同項に定める6月以外の期間及び同項(a) 又は(b)に定める以外の事項を指示することができる。前項はこれに従って解釈する。
- (3) 公報に記載される国際博覧会が(1)にいう種類の国際博覧会である又はあった旨を述べる陳述が公告された場合は、本条の適用上、当該陳述は、これが指定する国際博覧会がこのような種類の国際博覧会である又はあったことの証拠とする。

## 第13条 進歩性

発明は、技術水準を考慮して、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を含む ものとみなす。ただし、技術水準が第 11 条(3)の趣旨の範囲内の書類を含む場合は、当該書 類は進歩性の有無を決定する際には考慮されない。

# 第14条 産業上の利用

発明は、農業を含む何れかの産業において製造され又は使用される場合は、産業上利用の可能性があるものとみなす。

## 第 III 章 出願

## 第15条 特許出願の権利

何人も単独又は他と共同で特許を出願することができる。

## 第16条 特許を受ける権利

- (1) 特許を受ける権利は、発明者又はその権原承継人に帰属する。ただし、発明者が従業者である場合は、特許を受ける権利は、従業者が全面的に若しくは主として雇用されている国の法律に従って又は当該国を特定することができない場合は、従業者が所属する事業所を使用者が有する国の法律に従って決定する。
- (2) 2 以上の者が互いに独立して発明を行った場合は、当該発明の特許を受ける権利は最先の日又は(該当する場合は)より早い日に特許出願を行った者に帰属する。ただし、この規定は最先の出願又はより早い出願が本法に基づいて適法に公開された場合にのみ適用する。
- (3) 長官に対する手続の目的のため、出願人は特許を受ける権利を行使する権原を有するものとみなす。

## 第17条 発明者の記載

- (1) 発明者又は発明の共同発明者は、発明に対し付与された特許の明細書に発明者として記載される権利を有するものとし、また、可能であれば、当該発明の公開された特許出願にそのように記載される権利を有する。
- (2) 次の情報を長官に既に与えていない場合は、出願人は、所定の期間内に長官へ次についての陳述書を提出しなければならない。
- (a) 出願人が発明者と信じる者を確認すること,及び
- (b) 出願人が単独の発明者でない又は出願人が共同発明者でない場合は、特許を付与されるべき権利の由来を表示すること

また、これを怠る場合は、出願は取下とみなされる。

(3) 何人も本条に従って単独又は共同発明者として記載された場合は、前者がそのように記載されるべきでなかった旨を申し立てる他の者は、長官に何時でもその効力に対し事実認定を行うよう請求することができる。また、長官がこれを行うときは、それに従って、登録簿について並びに公開された特許出願及び付与された特許明細書双方のすべての未配布謄本について訂正する。

#### 第18条 出願の実行

- (1) この部に基づく各特許出願は所定の方法で庁へ提出するものとし、所定の様式によらなければならない。
- (2) 特許出願には、次の事項を含む。
- (a) 特許付与の願書
- (b) 出願に関する発明の説明を含む明細書, 1 若しくは複数のクレーム及び説明又はクレームにおいて言及する図面,及び
- (c) 要約書
- (3) 各出願には、所轄大臣が手数料の納付につき後の日を指示しない限り、所定の出願手数

料を添える。

## 第19条 発明の開示

- (1) 特許出願は、出願に関係する発明について、当該技術の熟練者がその発明を実施することができるように十分明確かつ完全に開示する。
- (2) (1)の一般性を害することなく、規則は、その発明の履行のために生物学的材料の使用を必要とする発明の特許出願が、本法の適用上、同項に従うように取り扱われるべき付随事項を規定することができ、また、当該出願に関し他の規定を指定することができる。

## 第20条 クレーム

クレームは保護を求める事項を定めるものとし、明確かつ簡潔であり、また、説明により裏付けられていなければならない。

## 第21条 発明の単一性

- (1) 特許出願は、1の発明又は単一の包括的発明概念を構成するよう結合された1群の発明に関するものでなければならない。
- (2) (1)の一般性を害することなく、規則は、本法の適用上、単一の包括的発明概念を構成するように結合されている2以上の発明を取り扱うことを規定することができる。

# 第22条 要約書

- (1) 要約書は、技術情報としてのみ使用に供する。その他の如何なる目的にも考慮することができない。また、特に求める保護の範囲を解釈する目的で使用するものでもなく、第11条(3)を適用する目的のために使用するものでもない。
- (2) 長官は要約書が適切にその目的を充足しているか否かを裁定することができ、また、長官の意見で要約書が目的を充足していない場合は、長官は要約書が目的を充足するように作成し直すことができる。

### 第23条 出願日

- (1) 特許の出願日は、出願人が出願手数料を納付し、かつ、次の事項を含む書類を提出した最先の日とする。
- (a) 特許を請求する旨の表示
- (b) 出願人を特定する情報又は当該人物に庁から連絡を取るのに十分な情報,及び
- (c) (i) 説明が本法の要件又は所定の要件には従わないが、特許と想定される発明の説明
- (ii) 所定の関連要件に従う、出願人又はその出願人の前任者により先に行われた出願への言及
- (2) 関係する発明の説明が、所定の要件に従って庁が認めた言語で書かれているか又はその言語への翻訳文が付されているかは、(1)(c)(i)の適用上、重要ではない。
- (3) 所轄大臣が第18条(3)に基づく出願手数料の納付のために後の日を定めた場合,(1)にいう出願日は,(1)にいう書類が提出された日とする。
- (4) 庁に提出された書類が(1)に定める全ての条件を満たさない場合は、長官は、当該書類の提出後、可能な限り速やかに、出願が出願日を有するために提出が必要な追加の書類を出願

人に通知する。

- (5) 庁に提出された書類が(1)に定める全ての条件を満たす場合は、長官は、それらの書類の最後のものの提出後、可能な限り速やかに、次の事項を出願人に通知する。
- (a) 出願の出願日,及び
- (b) 出願が取り下げたものとして扱われないようにするために、従うべき要件及び本法又は 本法に基づいて制定された規則による期間は遵守しなければならない
- (6) 出願において言及した図面又は一部の説明が(1)により当該出願に付与された出願日より後に提出されたときは、長官は、当該図面又は一部の説明を提出した日を、本法の適用上、出願日として扱うよう所定の期間内に請求する機会を出願人に対して与える。また
- (a) 出願人がその旨を請求したときは、当該図面又は一部の説明を提出した日を出願日として扱う。
- (b) 当該請求が行われなかったときは、出願における当該図面又は一部の説明への如何なる 言及も削除されたものとみなす。
- (7) 出願において言及した如何なる図面又は一部の説明も提出されなかったときは、長官は、所定の期間内に当該図面又は一部の説明を提出するよう出願人に対して求めるものとし、かっ
- (a) 当該図面又は一部の説明がその後に所定の期間内に提出されたときは、本法の適用上、 それが提出された日を出願日として扱う。
- (b) 当該図面又は一部の説明が前記のように提出されなかったときは、出願における当該図面又は一部の説明への如何なる言及も削除されたものとみなす。
- (8) 出願人が(1)に基づく出願日後に説明の欠落部分又は欠落した図面を提出した場合であって,次のときは,(6)(a)又は(7)(a)は適用しない。
- (a) (1) に基づく出願の出願日以前に、その出願において又はその出願に関連して第 26 条(1) に基づく宣言が行われたとき、及び
- (b) 出願人が(6)(a)又は場合に応じて(7)(a)が適用されないよう請求し、その請求が所定の要件に従っており、かつ、所定の期間内に行われたとき
- (9) 本条に基づく出願日を有する又は第24条又は第81条により付与された出願日を有するとみなされる出願は、次の何れかに該当する場合は取り下げたものとして扱う。
- (a) 所定の期間内に出願手数料が納付されなかった場合
- (b) 関連する所定の期間内に1若しくは複数のクレーム又は要約書が提出されなかった場合
- (c) (1)(c)(ii)に規定する先に行われた出願への言及が提出された場合において、出願人が 庁に次のものを提出しなかった場合
- (i) 所定の期間の終了前に、特許と想定される発明の説明
- (ii) 所定の期間の終了前に、関連する所定の要件に従う、言及された出願の謄本
- (10) 本条は、本条の施行以後に提出された特許出願に適用する。

## 第24条 分割出願

特許出願(分割出願)であって,

- (a) 提出された先の出願の内容を超えて拡大しない主題に関するもの,及び
- (b) 規則に定められた関連要件(手続及び期限を含む)に従うものは,

当該先の出願の提出日に提出されたものとみなし、優先権の利益を有する。

## 第25条 優先権

- (1) アイルランドにおいて又は工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の同盟国において、特許出願、実用新案登録出願、実用証出願又は発明者証出願を適法に行った者又はその権原承継人は、同一発明に関して本法に基づく後の特許出願を提出する目的で、所定の期間中、所定の条件の遵守及び所定の手数料の納付を条件として、優先権を享受する。
- (2) 出願が行われた国(アイルランドを含む)の国内法に基づく又は2国間若しくは多国間の条約に基づく正規の国内出願と同等の各出願は、優先権を生じるものと承認される。
- (3) 本条において「正規の国内出願」とは、出願の結果の如何に拘らず、出願日が確定する出願をいう。
- (4) (a) 最先の出願と同じ主題の後の出願であって,同一国(アイルランドを含む)において 又は当該国について提出された出願は,後の出願の出願日に,先の出願が公衆の閲覧に供す ることなく,かつ,いかなる権利も残存することなく取り下げられ,放棄され又は拒絶され, 優先権を主張する基礎とされていないときは,そのときに限り,後の出願は,優先権を決定 する目的上,最先の出願であるものとみなす。
- (b) 本項に従って後の出願を最初の出願であるものとみなす場合は、当該最初の出願は以後 優先権を主張する基礎とすることができない。
- (5) 最初の出願が工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の同盟国でない国で行われた場合において、アイルランドが当該国において若しくは当該国について、かつ、前記条約に規定するのと同等の条件に従って、最初の出願を基礎にして同等の効力を有する優先権を付与する2国間の又は多国間の条約に帰結して、本項に基づいてその効力に対し政府が命令を下すときは、(1)から(4)までを適用する。
- (6) 本条において「世界貿易機関を設立する協定の加盟国」とは、世界貿易機関の加盟国であって、(5)の適用上、すべての国又は地域は、(5)の命令を発することができる国とみなされる。

### 第26条 優先権の主張

- (1) 先の出願の優先権の享受を希望する出願人は、所定の方法により、かつ、所定の期間内に優先権の宣言書を提出しなければならない。本法に基づいて制定される規則は、先の出願の謄本及び後者の言語が外国語であるときは、英語の翻訳文の提出を要求することがある。
- (2) これらの優先権が異なる国で発生した事実に拘らず、特許出願に関して複合優先権を主張することができる。また、該当する場合は、何れか1のクレームについて複合優先権を主張することができ、かつ、複合優先権が主張される場合は、優先日から起算される期限は最先の優先日から起算される。
- (3) 特許出願に関して1又は複数の優先権が主張される場合は、優先権は、優先権を主張する出願を含む特許出願のそれらの要素のみに及ぶ。
- (4) 優先権が主張される発明の一定の要素が先の出願において形成されたクレームに記載されていない場合において、それにも拘らず先の出願の書類が全体として当該要素を明確に開示しているときは、優先権を付与することができる。

# 第27条 優先権の効果

- (1) 優先権は次の効果を有する。すなわち,優先日は第 11 条(2) 及び(3) 並びに第 16 条(2) の 適用上,特許出願の出願日とみなす。
- (2) 特許出願が行われ,第26条に基づいて先の出願の優先権が主張される場合は,本法に含まれる如何なる事柄に拘らず,特許出願及び当該出願に従って付与された特許は,先の出願において開示された主題が当該先の出願の出願日後の何時でも公衆の利用に供されたという事実のみの理由により,無効とされない。

# 第28条 出願の公開

- (1) 出願日に始まる 18 月又は優先権が主張された場合は優先日に始まる 18 月の期間満了後速やかに、特許出願は所定の方法により公開される。ただし、前記期間満了前でも、出願人の請求により出願を公開することができる。
- (2) (3) に従うことを条件として、公開のための技術的準備の終了前に、特許出願が最終的に拒絶され又は取り下げられ若しくは取下とみなされた場合は、特許出願を公開してはならない。
- (3) 第24条に基づく分割出願の基礎を構成する特許出願は, (1)に基づいて既に公開されていない限り、その分割出願と共に公開しなければならない。
- (4) 長官は特許出願の公開日を公報に公告する。
- (5) 長官は、次の事項を公開される特許出願から削除することができる。
- (a) 公序良俗に反する陳述又はその他の事項
- (b) 出願人以外の特定の者の製品若しくは方法又は当該人の出願若しくは特許の長所若しくは有効性を誹謗する陳述。ただし、先行技術との単なる比較はそれ自体誹謗とみなしてはならない。

### 第 IV 章 特許付与までの手続

## 第29条 調査報告書

- (1) 当部に基づく特許出願が出願日を有し、1 又は複数のクレームを含み、かつ、取り下げられず又は取下とみなされない場合は、長官は、所定の手数料(「第29条手数料」)を添えて所定の期間内に行われた出願人の請求に基づいて、発明に関する特許性に関する書面による見解(この条及び第30条では「第29条書面による見解」)を作成する。規則により第29条書面による見解(その一部を含む)を作成する者及びその範囲を定めることができる。
- (2) 第 29 条書面による見解の準備の過程で出願が複数の発明を開示していることが認められた場合は、第 29 条書面による見解の準備は、クレームにおいて明示される最初の発明についてのみ行われる。ただし、出願人が長官の許可する期間内に追加の第 29 条手数料を添えてその旨の申請書を提出した場合は、追加の発明に関し追加の第 29 条書面による見解の準備を行うことができる。
- (3) 長官は第29条書面による見解の写しを出願人に送付し、出願が所定の期間内に取り下げられない限り、長官はそれを公表する。
- (4) 出願が取り下げられない場合は、長官は、第29条書面による見解に照らして出願を補正する機会を出願人に与える。如何なる補正も所定の期間内に提出しなければならない。出願人が所定の期間の満了前に、出願の補正書又は補正が必要ない旨の陳述書の何れかの提出を怠ったときは、第90条に従うことを条件に、当該出願は長官により拒絶される。(2)が適用される出願は、1の発明のみに限定するよう補正しなければならない。
- (5) 出願人が、(4)に従って所定の期間内に同項にいう補正書又は陳述書を提出した場合は、長官は、出願の実体審査が実施されるようにしなければならない。当該実体審査は、(4)に基づいて提出された補正書又は陳述書とともに、最初に提出された出願を考慮し、出願が本法及び本法に基づいて制定された規則の要件に従っているかを審査する。

# 第30条 外国の明細書又は調査報告書の使用

- (1) 第29条(1)に規定された請求を行う代わりに、この部に基づく特許の出願人は、第29条(1)の適用上所定の期間内に、同一発明の特許出願が所定の外国において又は所定の協定若しくは条約の規定に基づいて行われた旨の陳述書を長官に提出することができる。また、当該陳述書が提出された場合は、出願人は、所定の期間内に次の何れかを示す証拠を提出しなければならない。
- (a) 当該外国又は協定若しくは条約(場合により)に基づく出願に関して作成された第 29 条 書面による見解と同等のもの(又はそれらと併せて同等のもの),又は
- (b) 前記出願に従う特許の付与
- (2) 出願人はまた、長官から請求されたときは、所定の期間内に、特許を求める発明の保護のための外国出願の提出について示された情報を長官に提出しなければならない。
- (3) (1)に基づいて提出された証拠には、所定の手数料を添える。出願がその後所定の期間内に取り下げられない限り、当該証拠は長官により公表される。
- (4) 提出される証拠が(1)(a)又は(b)において言及した証拠である場合は、長官は、出願が取り下げられる場合除き、出願人に対し、その証拠を考慮して出願を補正する機会を与える。 出願人は、補正書においてクレームされている主題が証拠に示されている主題を拡張しない

ようにするために、特に、明細書の補正にとって必要な補正書を提出しなければならない。補正書は、所定の期間内に提出しなければならない。出願人が、所定の期間が満了するまでに、出願の補正書を提出するか、補正書の提出は必要でないと考える旨の陳述書を提出するかのいずれかをしない場合は、第90条に従うことを条件に、当該出願は長官により拒絶される。

(5) 出願人が、(4)に従って所定の期間内に同項にいう補正書又は陳述書を提出した場合は、長官は、出願の実体審査が実施されるようにしなければならない。当該実体審査は、(1)に基づいて提出された証拠及び(4)に基づいて提出された補正書又は陳述書とともに、当初に提出された出願を考慮し、出願が本法及び本法に基づいて制定された規則の要件に従っているかを審査する。

## 第30A条 特許性に関する第三者による意見陳述

- (1) 特許出願は公開されているが、出願人に対して特許が付与されていない場合は、何人も、 発明が特許可能な発明か否かの疑義について、長官に書面でその理由を述べて意見陳述する ことができ、長官は、本法に基づいて制定された規則に従って意見陳述を検討する。
- (2) 本条に基づいて意見陳述をする者は、これらの意見陳述のみを理由として、本法に基づく何らかの手続の当事者とはならない。

## 第31条 特許の拒絶又は付与

- (1) 長官が、出願は本法又は本法に基づく規則の要件(特に、第9条(1)、第11条、第13条、第14条、第19条及び第20条)を満たしていないと判断する場合は、長官はその旨を出願人に通知する。出願人が長官の指定する期間内に前記要件が満たされていることを長官に納得させられないか又は要件を満たすように出願を補正しない場合は、長官は、第90条に従うことを条件として、その出願を拒絶することができる。
- (2) 長官は、最初の出願又は(1)に従って補正された出願が本法及び本法に基づいて制定された規則の要件を満たしていると判断した場合、特許を付与する。
- (3) 長官が特許の付与に対する所定の手数料を納付することを出願人に通知し、出願人が当該手数料を所定の期間内に納付するまで、長官は特許を付与してはならない。出願人が前記手数料を納付しないときは、当該出願は取り下げられたものとみなす。
- (4) 特許の付与は所定の様式で出願人へ通知する。
- (5) 同一発明につき 2 以上の特許出願が同一出願日又は同一優先日に同一出願人又はその権原承継人により提出された場合は、長官は、その理由によりこれらの出願の 1 を超えるものに関する特許の付与を拒絶することができる。

# 第32条 出願の補正

- (1) 特許が本法に基づいて付与される前は何時でも、出願人は、所定の条件に従って自発的に出願を補正することができる。
- (2) 本条又は第29条,第30条,第31条に基づいて行われた如何なる補正も,提出された出願において開示された主題を拡大する範囲内で無効とする。
- (3) 長官は、自己の意見により第29条又は第30条の規定に基づいて適切に提出されるべきものがあるときは、本条に基づく補正を拒絶することができる。

(4) 本条又は第29条,第30条若しくは第31条に基づく出願の補正が明細書又は何らかの図面の変更を含む場合において、出願人は、その旨を請求されたときは、必要に応じて新しい明細書又は図面を長官が指定する期間内に提出しなければならない。

### 第33条 出願の取下

- (1) 特許が本法に基づいて付与される前は何時でも、出願人は書面で自己の出願を取り下げることができ、また、当該取下は取り消すことができない。
- (1A) (1)は、特許出願取下げにおける誤記又は錯誤の訂正に係る第 110 条に基づく長官の権限に影響を及ぼさない。
- (2) 特許出願が本条に基づいて取り下げられ若しくは本法に基づいて取下とみなされ又は本法の規定に基づいて拒絶される場合は、次の規定を適用する。
- (a) 当該出願が第28条に基づいて公開された場合は,第11条(3)の規定は当該出願に関しては継続して適用する。
- (b) 出願人は, 当該取下又は拒絶の直前まで享受した第25条に基づく優先権を継続して享受する。
- (c) 当該出願に関するその他の如何なる権利も、本法に基づいて主張することができない。

# 第34条 特許付与の告示:明細書の公告

- (1) 長官は特許が付与された後速やかに公報に付与の告示を公告する。
- (2) 特許付与の告示を公告すると同時に,長官は,説明及びクレーム及び図面(存在する場合)並びに長官にとって有用又は重要と認められる事項及び情報も含む特許の明細書を公告する。

## 第35条 出願の効力の継続

- (1) 係属する出願は、更新手数料が所定の期間内又は本条に基づいて延長された期間内に納付されないときは、更新手数料の納付を定めた期間の終了時に失効する。
- (2) 更新手数料の納付を定めた期間は、指定された延長期間の満了前に、延長が請求され、所定の追加手数料が納付されたときは、長官に対して出願人が行ったその旨の請求書に指定する6月を超えない期間が延長される。
- (3) 第37条の規定は、特許及び特許所有者に対する本条の言及がそれぞれ特許出願及び特許出願人に対する言及であるものとして本条が関係する出願に適用する。

### 第35A条 出願の回復

- (1) 本条は、更新手数料の不納付を理由として失効した特許出願には適用されず、そのような出願には第35条(3)が継続して適用する。
- (2) 出願人が、所定の期間内又は長官が指定した期間内に、本法又は本法に基づいて制定された規則の要件を遵守しなかった直接的な結果として、特許出願が拒絶され又は取り下げたものとみなされた場合は、(3)に従うことを条件として、長官は、次のときにのみ出願を回復させる。
- (a) 出願人がその旨を長官に請求するとき
- (b) 当該請求が所定の要件に従っているとき,及び
- (c) 遵守するために合理的な注意が払われていたにも拘らず前記不遵守が発生したことに長

官が納得しているとき

- (3)(2)にいう期間が定められ又は長官により指定されている場合は、長官は、以下において出願を回復させない。
- (a) 第 VIII 部に従う長官に対する手続に関して
- (b) 第25条(1)の適用上において,又は
- (c) 本条又は第118A条に基づく請求の適用上において
- (4) 特許出願が2以上の者により共同で行われた場合,(2)に基づく請求は,長官の許可を得た上で,それらの者の1又は複数の者により,その他の者と共同せずに行うことができる。
- (5) 出願が第28条に基づいて公開され、所定の期間内又は場合に応じて長官により指定された期間内に要件に従うよう合理的な注意が払われていたと長官が認める場合は、長官は、(2) に基づく請求の通知を公報に公告するものとし、所定の期間内に何人も長官にそれに対する異議を申し立てる通知を行うことができる。
- (6) 本条に基づいて異議を申し立てる通知が適法に与えられた場合は、長官は出願人に通知し、当該異議について決定する。
- (7) 本条に基づいて出願が回復する場合、出願人は、出願を回復する命令の中で長官により指定された追加期間内に(2)にいう要件に従うものとする。ただし、追加期間は2月以上とする。
- (8) 出願人が(7)に従わなかった場合は、出願は同項にいう期間の満了時に取り下げたものとして扱われる。

## 第35B条 回復の効果

- (1) 出願が第35A条に基づいて回復した場合は、
- (a) 出願に基づき又は出願に関して終了と回復の期間中になされた如何なる事柄も有効なものとして扱われ,
- (b) 出願がその終了前に第28条に基づいて公開されたときは、(a)にいう期間中になされた 如何なる事柄であって、当該終了がなければ、出願の公開により付与された権利の侵害を構成した筈の事柄は、それらの権利を侵害する、以前の行為の継続又は反復であるものとして それらの権利の侵害として扱われ、
- (c) 出願がその終了前に第28条に基づいて公開されたときであって,当該終了後かつその回復の請求の通知の公告前に,何人かが
- (i) 当該終了がなければ出願の公開により付与された権利の侵害を構成した筈の行為を善意で開始し、又は
- (ii) 善意で、当該行為を行うための効果的かつ真摯な準備を行ったときには、
- その者は、出願の回復及び特許の付与に拘らず、関係する行為を継続して行う権利又は場合 により当該行為を行う権利を有する。
- (2) (1)(c)は、ライセンスを何人かに許諾することには適用されない。
- (3) 業として, (1)(c)にいう行為が行われ又は当該行為を行う準備がなされた場合, (1)(c)により与えられた権利を有する者は,次のことを行うことができる。
- (a) 当該事業において、現に存在するその者のパートナーの何れかが当該行為を行うことを 許可すること、及び
- (b) 当該行為が行われた又は当該行為を行う準備がされていた過程で事業の当該部分を取得

する者に、当該権利を移転し又は死亡により(法人の場合は法人の解散により)当該権利を移転すること

- (4) 何人かが(1)(c)又は(3)により付与された権利を行使して製品を他人に譲渡した場合は、 当該他人及び当該他人を通じて権利を主張する者は、出願人により製品が譲渡されたのと同 じ方法で製品を取り扱う権限を有する。
- (5) 本条において「終了」は、出願との関係において、次のことを意味する。
- (a) 出願の拒絶,又は
- (b) 出願が取り下げたものとして扱われること

## 第V章 付与後の特許に関する規定

### 第36条 特許の存続期間

- (1) 特許はその付与の告示が公報に公告された日に効力を生じるものとし,(2)に従うことを条件として特許出願日に始まり20年の期間の満了まで効力を継続する。
- (2) 特許は、更新手数料が所定の期間内又は本条に基づいて延長された期間内に納付されないときは、当該納付のための所定期間の満了時に消滅する。
- (3) 更新手数料の納付のための所定期間は、延長が請求され、所定の追加手数料が指定された延長期間の満了前に納付されたときは、長官に対して特許所有者が又はその代理として行ったその旨の請求書に指定する6月を超えない期間により延長される。
- (4) 所轄大臣はアイルランドが当事国である又は当事国となることを建議中の特許の保護期間に関する国際条約、協約又は協定の規定に効力を付与するため、特許が効力を有する期間を命令により変更することができる。

## 第37条 失効した特許の回復

- (1) 特許が所定の期間内又は第36条(3)に基づいて延長された期間内での更新手数料の不納付の理由により失効した場合は、当該特許が失効した日から2年以内に長官に対し当該特許回復のための申請を行うことができる。
- (2) 特許所有者であった者又はその人格代表者は、本条に基づく申請を行うことができ、また、特許が2以上の者により共有される場合は、当該申請は長官の許可を得た上で、それらの者の1又は複数の者により、その他の者と共同せずに行うことができる。
- (3) 本条に基づく申請は、更新手数料の不納付に至った事情を完全に記述した(所定の方法により証明されるべき)陳述書を含まなければならず、また、長官は必要と考える追加の証拠を出願人に請求することができる。
- (4) 更新手数料の不納付が故意でなかったこと、所定の期間内に当該手数料の納付を保証するために合理的な注意が払われていたこと及び当該申請をするに当たり不当な遅滞がなかったことに長官が納得するときは、長官は公報に当該申請を公告するものとし、また、所定の期間内に何人も当該申請につき異議申立の通知を長官に対し行うことができる。
- (5) 本条に基づいて異議申立の通知が適法に与えられた場合は、長官は出願人に通知し当該異議について裁定する。
- (6) 長官が回復に関する本条に基づく申請を許可する旨を決定したときは、長官は未納の更 新手数料及び所定の追加手数料の納付と共に当該申請に従って回復命令を出す。
- (7) 特許回復に関する、本条に基づく命令は、長官が適当であると考える条件を付すことができ、それには、登録簿への記入に関する本法の規定によらない事項に関する記入を要求する条件を含み、本条に基づく命令に付されている条件が特許所有者に遵守されない場合は、長官はその命令を取消し、長官が適当と考える、その取消に付随する指示を与えることができる。
- (8) 特許回復に関する、本条に基づく命令は次の効果を有する。
- (a) 特許が失効した日に始まり、本条に基づく命令の日に終了する期間において、特許に基づき又は特許に関してなされた如何なる事柄も有効なものとして扱われ、
- (b) (a) にいう期間において、特許が失効していなければ侵害を構成した筈の如何なる事柄も、

次の場合は侵害として扱われる。

- (i) 第36条(3)の適用上指定された延長期間において特許の更新が可能であった時に当該事柄が行われた場合、又は
- (ii) 当該事柄が、以前の侵害行為の継続又は反復であった場合
- (c) 第36条(3)の適用上指定された延長期間の満了後であって,(4)に基づく特許回復の申請の公報での公告日前に,何人かが
- (i) 特許が失効していなければ特許の侵害を構成した筈の行為を善意で開始した場合,又は
- (ii) 善意で、当該行為を行うための効果的かつ真摯な準備を行った場合には、

その者は、特許の回復に拘らず、関係する行為を継続して行う権利又は場合により当該行為を行う権利を有する。

- (9) (8) (c) は、ライセンスを何人かに許諾することには適用されない。
- (10) 業として, (8) (c) にいう行為が行われ又は当該行為を行う準備がなされた場合, (8) (c) により与えられた権利を有する者は,次の行為を行うことができる。
- (a) 当該事業において、現に存在するその者のパートナーの何れかに当該行為を行うことを 許可するすること、及び
- (b) 当該行為が行われた又は当該行為を行う準備がされていた過程で事業の当該部分を取得する者に、当該権利を移転し又は死亡により(法人の場合は法人の解散により)当該権利を移転すること
- (11) 何人かが(8)(c)又は(10)により付与された権利を行使して製品を他人に譲渡した場合は、当該他人及び当該他人を通じて権利を主張する者は、登録された特許所有者により製品が譲渡されたのと同じ方法で製品を取り扱う権限を有する。

## 第38条 特許付与後の訂正

- (1) 本条の以下の規定に従うことを条件として、長官は、特許所有者による所定の方法で行われた申請に基づいて、提案された訂正を公告する条件及び存在する場合は適切と認めるその他の条件に従って、当該特許明細書の訂正を許可することができる。ただし、裁判所若しくは長官が扱う当該特許の有効性が争点となったか又は争点となる訴訟が係属中である場合は、如何なる訂正も許可されない。
- (2) 裁判所又は長官が扱う特許の有効性が争点である訴訟において、裁判所又は該当する場合の長官は、本条の以下の規定に従うことを条件として、裁判所又は長官が適切と認める場合は、提案された訂正の公告及び費用、支出又はその他に関する条件に従って、特許所有者に当該方法による特許明細書の訂正を許可することができる。
- (3) 本条に基づく明細書の訂正は、提出時の出願に開示された主題又は特許により与えられた保護を超える範囲内で無効となる。
- (4) 本条に基づく明細書の如何なる訂正も特許の付与日から効力を有し、常に効力を有したものとみなす。
- (5) 明細書の訂正の許可を求める申請が(1)又は(2)に従って公告された場合は、何人も所定の期間内に裁判所又は該当する場合は長官へ特許所有者が提案する訂正に対して異議申立をすることができ、また、異議申立があったときは、特許所有者に通知するものとし、裁判所又は長官は、当該訂正又はその他の訂正を許可すべきか否かを裁定する際には当該異議申立を検討する。

- (6) 本条に基づく命令を求める申請が裁判所になされた場合は、申請人は当該申請の聴聞に 出頭し、かつ、審理を受ける権限を有する者を長官に通知し、また、裁判所がその旨を指示 するときは、それに応じて出頭しなければならない。
- (7) 本条に基づく訂正の申請を許可するかどうかを検討するにあたり、裁判所又は長官は、欧州特許条約に基づいて適用される関連原則を考慮しなければならない。

## 第39条 特許の権利放棄

- (1) 特許所有者は、長官に通知書を送付し何時でもその特許の放棄を申し出ることができる。
- (2) 本条に基づいて申出が行われた場合は、長官は、所定の方法により当該申出を公告するものとし、如何なる利害関係人も、提案された権利放棄に対し異議申立の通知を当該公告日に始まる所定の期間内に長官へ与えることができる。
- (3) 本条に基づいて異議申立の通知が適法に与えられた場合は、長官は特許所有者に通知するものとし、当該異議について裁定する。
- (4) (3) に従って長官が、特許が適切に放棄されたことに納得する場合は、当該申出を受理することができる。
- (5) 当該申出を受理した通知が公報に公告された日から特許は効力を失う。ただし、当該公告日より前に行われた行為に関する侵害訴訟には影響しない。また、当該公告日より前にアイルランドの国の事業のための特許発明の使用に対する補償請求権にも影響しない。

## 第 VI 章 特許及び特許出願の効果

### 第40条 発明の直接実施の防止

特許は、それが効力を有する間、特許所有者の同意なくアイルランド内で次の事柄の全部又は一部を行う全ての第三者を阻止する権利を当該特許所有者に付与する。

- (a) 特許の主題である製品を製造し、販売の申出をし、市販し若しくは使用し又はそれらの 目的のために製品を輸入し若しくは所持すること
- (b) 特許の主題である方法を実施すること又は当該方法の実施が特許所有者の同意なく禁止されることを第三者が知っているか若しくは当該事情下で分別のある者にとり自明であるときは、アイルランド内で当該方法の実施の申出をすること
- (c) 当該特許の主題である方法により直接得られた製品について販売の申出をし、市販し、 使用し若しくは輸入し又はそれらの目的のために所持すること

## 第41条 発明の間接実施の防止

- (1) アイルランドで発明を実施するために不可欠の要素に係る手段であって、発明を実施するために適切であり、また、そのために意図されていることを第三者が知り又は当該事情下で分別ある者にとり自明である場合は、特許は、それが効力を有する間、同所有者の同意を有さない全ての第三者が、特許発明を実施する権限を付与された当事者以外の者に、アイルランド内で当該手段を提供し又は提供の申出をすることを防止する権利をも当該特許所有者に付与する。
- (2) (1)は、同項にいう手段が一般的市販品であるときは、第三者が供給を受ける者に第 40 条により特許所有者が阻止することができないよう誘引したときを除き、適用しない。
- (3) 第42条(a), (b)又は(c)にいう行為を実行した者は、本条(1)に従って発明を実施する権限を有する当事者とみなしてはならない。

### 第42条 特許の効力の制限

- (1) 特許により付与された権利は、次の事項には及ばない。
- (a) 非商業的目的のために私的に行う行為
- (b) 関連する特許発明の主題に関する実験目的のために行う行為
- (c) 登録された医師が発行する処方箋に従って薬局において個人的症例に供する医薬品の即 座の調合又はこのように調合された医薬品に関する行為
- (d) 船舶が一時的又は偶然にアイルランドの領海に入る場合で、船体、機械、漁具、装置及びその他の付属物における特許の主題である発明に関し、アイルランド以外の工業所有権の保護に関するパリ同盟の同盟国又は世界貿易機関加盟国に登録された船舶上での実施。ただし、当該発明は、船舶の必要に応じ排他的領海内で実施することを条件とする。
- (e) アイルランド以外の工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関加盟国の航空機若しくは陸上車両がアイルランドに一時的又は偶然に入国する場合であって,当該航空機若しくは陸上車両の構造若しくは操作又はこれらの付属品における特許の主題である発明の実施
- (f) 国際民間航空条約第27条に定める行為であって,これらの行為が同条の規定から利益を享受するアイルランド以外の国の航空機に関係するもの

- (g) 関連する特許発明の主題に関して行われた行為であって,次のもので構成される行為
- (i) ヒト用の医薬品に関する市販承認に係る,2001年11月6日の欧州議会及び理事会の指令2001/83/EC(2004年3月31日の欧州議会及び理事会の指令2004/27/ECにより最終改正)第10条1,2,3及び4の適用要件を満たすことを目的として実施される必要な研究,検査及び試験の実施の際に行われる行為,又は
- (ii) 動物用の医薬品に関する市販承認に係る,2001年11月6日の欧州議会及び理事会の指令2001/82/EC(2004年3月31日の欧州議会及び理事会の指令2004/28/ECにより最終改正)第13条1から5までの適用要件を満たすことを目的として実施される必要な研究,検査及び試験の実施の際に行われる行為,又は
- (iii) 該当する場合は, (i)又は(ii)に定める目的のために(i)又は(ii)にいう行為の結果として必要とされる他の行為
- (h) (g) が適用されない限りにおいて、関連する特許発明の主題に関して行われた行為であって、次の事項で構成される行為
- (i) 次のものを販売若しくは供給するために又は販売若しくは供給を申し出るために、アイルランド又は他の国の法律で要求される、市販承認又は類似の証書(その記載方法は問わない)に係る適用要件を満たすことを目的とする研究、検査、実験及び試験(臨床試験及び実地試験を含む)の実施の際に行われる行為
- (I) (2)の趣旨の範囲内でのヒト用医薬品,又は
- (II) (2)の趣旨の範囲内での動物用医薬品,又は
- (ii) 該当する場合は, (i)に定める目的のために(i)にいう行為の結果として必要とされる他の行為
- (2) 本条((1)(g)を除く)において

「ヒト用医薬品」とは次のものを意味する。

- (a) 人の疾病を治療又は予防する特性を有する又は有すると称する物質又は物質の組合せ, 又は
- (b) 薬理学的,免疫学的若しくは代謝学的作用を発揮することによって生理機能を回復,修正若しくは変更すること又は医学的診断を行うことの何れかを目的として,人に使用又は投与される可能性のある物質又は物質の組合せ

「物質」とは次のものを意味する。

- (a) ヒト由来のもの(人の血液及びヒト用血液製剤を含む)
- (b) 動物由来のもの(微生物,動物全体,臓器の一部,動物の分泌物,毒素,抽出物及び血液 製剤を含む)
- (c) 植物由来のもの(微生物, 植物, 植物の一部, 植物の分泌物及び抽出物を含む), 又は
- (d) 化学由来のもの(元素, 天然に存在する化学物質及び化学変化又は合成によって得られる 化学製品を含む)

「動物用医薬品」とは次のものを意味する。

- (a) 動物の疾病を治療又は予防する特性を有する又は有すると称する物質又は物質の組合せ, 又は
- (b) 薬理学的,免疫学的若しくは代謝学的作用を発揮することによって生理機能を回復,修正若しくは変更すること又は医学的診断を行うことの何れかを目的として,動物に使用又は投与される可能性のある物質又は物質の組合せ

## 第43条 権利の制限

特許により付与された権利は、欧州共同体を設立する条約の法律により課された義務に従って特許所有者が阻止することのできない行為には及ばない。

## 第44条 公開後の特許出願により付与される権利

- (1) 特許出願は,第28条に基づくその公開日以降第40条から第43条までにより付与される保護を暫定的に出願人に与える。
- (2) 特許出願は、取り下げられ、取下とみなされ又は最終的に拒絶されたときは、(1)に定める効力を有さなかったものとみなす。

# 第45条 保護の範囲

- (1) 特許又は特許出願により付与される保護の範囲は、クレームにより定められる。説明及び図面はクレームを解釈するために使用される。
- (2) 特許の付与までの期間について、特許出願により付与される保護の範囲は、第28条に基づく公開に含まれる最後に提出されたクレームにより定められる。ただし、第38条に従って付与され又は訂正された特許のクレームは、第44条により付与された保護の範囲を決定する。ただし、本項の前記規定は、出願人に対し第28条に基づく公開日に同人が求める保護の範囲より大きな範囲の保護を付与するものと解釈してはならない。
- (3) 本条の解釈において、裁判所は、欧州特許条約第69条の解釈に関する議定書に含まれる指示及び本法第2附則に定める指示を考慮する。

## 第46条 立証責任

- (1) 特許又は特許出願の主題が新規の製品を得る方法である場合において、場合に応じて特許所有者又は出願人以外の者により製造された同一製品は、その製品が当該方法又は他の方法により得られたか否かに関する争点を提起するのに十分な証拠に欠けるときは、当該主題である方法により得られたものとみなす。
- (2) 当事者が本条により自己に課された責任を免除されているか否かを審理するに当たり, 裁判所は,製造上及び事業上の秘密の保護について被告の利益を考慮するものとし,その目 的のため,裁判所は,適切と認めるときは,当該訴訟の他方当事者の欠席において,聴聞し 又は被告のために証拠を受領することができる。
- (3) (a) 権利侵害訴訟の如何なる当事者も、当該訴訟の全相手方当事者の欠席において、本項に基づく命令を裁判所に申請することができる。
- (b) 本項に基づく命令の申請を審理するに当たり、裁判所が次のことに納得する場合は、裁判所は当該申請を許可する。
- (i) 申請人が製造上又は商業上の秘密を所有していること,
- (ii) 当該秘密(申請人以外の訴訟の当事者の欠席において与えられる証拠)が申請人に本条により課された責任を免除させるものであること,及び
- (iii) 事件の事情においては、秘密の(申請に関する以外の)開示を要求することが不合理であること
- (c) 裁判所が本項に基づいて命令を出す場合は、本条に基づいて課された責任は、関連する

権利侵害の訴訟に関し、申請人には免除されているものとみなす。

# 第 VII 章 権利侵害

## 第47条 特許侵害訴訟

- (1) 特許侵害の民事訴訟は,第40条から第43条まで及び第45条に基づいて防止する権限を有している旨を特許所有者が申し立てる侵害行為に関して,特許所有者が高等裁判所に提起することができる。また,(高等裁判所管轄権を害することなく)これらの訴訟において,次の事項について請求を行うことができる。
- (a) 被告を当該侵害の虞がある行為から防止する差止命令
- (b) 特許が侵害を受けたと申し立てられた当該特許により保護された製品又は当該製品を分離することができないように構成された物品を引き渡し又は破毀することを被告に要求する命令
- (c) 申し立てられた侵害に関する損害賠償
- (d) 申し立てられた侵害から被告が得た利益の計算
- (e) 特許が有効であり被告により侵害された旨の宣言
- (2) 高等裁判所は、同一の侵害に関して、特許所有者に損害賠償を裁定し、かつ、重ねて特許所有者が利益の計算を与えられるべき旨を命令してはならない。

### 第48条 特許共有者による侵害に対する訴訟

- (1) 2以上の共有者がいる特許に第40条から第43条までを適用する場合は、同条における所有者への各言及は次の通り解釈する。
- (a) 如何なる行為に関しても,第80条又は同条にいう契約により,それが侵害になることなく当該行為を行う権限を有する当該特許所有者への言及として,及び
- (b) 如何なる同意に関しても,第80条又は当該契約により,必要な同意を与える適切な者である特許所有者への言及として
- (2) 2以上の内の1特許共有者は、他の特許所有者の同意なく特許の侵害を申し立てられた行為に関し訴訟を提起することができる。ただし、その他の全特許所有者が被告として当該訴訟の当事者とならない限り、当該訴訟を提起してはならない。ただし、本項の要件に従って被告となった当該他の者の何れも、この者が当該訴訟に出廷し、かつ、参加しない限り、如何なる費用又は支出に対しても負担義務を有さない。

#### 第49条 侵害の損害回復に関する制限

- (1) 特許侵害の訴訟において、損害賠償は、被告が侵害の日に当該特許が存在することを知らず、かつ、そのように想定する合理的根拠もなかったことが証明される被告に対しては裁定されないものとし、如何なる命令も利益の計算に対し行ってはならない。また、何人も、
- 「特許」又は「特許が付与された」の語又は製品について特許が取得されたことを表示し又は意味する語を製品に利用することの理由のみで、問題の語に関連する特許番号が添えられない限り、特許の存在を知り又はそのように想定する合理的根拠があったものとはみなさない。
- (2) 特許侵害の訴訟において、高等裁判所は、適切と認めるときは、第36条(3)に基づく請求に指定された延長期間中、ただし、同項の適用上所定の更新手数料及び追加手数料の納付前、に犯された侵害につき損害賠償を裁定すること又は命令を行うことを拒絶することがで

きる。

(3) 特許明細書の訂正が本法に基づいて許可された場合は、当初公告された当該特許明細書が誠実に、かつ、合理的な技術及び知識をもって作成された旨を高等裁判所が納得しない限り、訂正を許可する決定の日前の特許侵害訴訟において如何なる損害賠償の裁定も行われない。

# 第50条 一部有効な特許の侵害への救済

- (1) 特許侵害訴訟において、特許の有効性が争点となった場合において、当該特許が一部の み有効であると認めたときは、高等裁判所は特許が有効であり、かつ、侵害されたと認めた 当該部分に関して救済を与えることができる。ただし、高等裁判所は、(2)にいう場合を除き、 損害賠償又は費用の方法で救済を与えてはならない。
- (2) 特許侵害訴訟において、特許明細書が誠実に、かつ、合理的な技術及び知識をもって作成されたことを原告が証明する場合は、高等裁判所は、費用に関し及び損害賠償の計算を開始すべき日に関して高等裁判所の裁量に従うことを条件として、有効であり、かつ、侵害された特許の当該部分につき救済を与えることができる。
- (3) (1) 又は(2) に基づく救済の条件として、高等裁判所は、第38条に基づく目的のために作成された申請があったときは、当該明細書をその納得する程に訂正するよう指示することができる。また、当該申請は訴訟におけるその他全ての争点が裁定されたか否かに拘らず行うことができる。
- (4) 高等裁判所は、アイルランドを指定する欧州特許の場合にも、特許権者の要請により欧州特許庁が高等裁判所の満足する範囲にクレームを限定することを条件に、当該条項に基づく救済を認めることができる。

# 第51条 排他的ライセンシーによる侵害訴訟

- (1) 本条の規定に従うことを条件として、特許に基づく排他的ライセンスの所有者は、ライセンス付与の日後に犯された特許侵害に関する訴訟を提起するための特許所有者と同じ権利を有する。また、当該訴訟において損害賠償を裁定し又はその他の救済を与えるに当たり、高等裁判所は、排他的ライセンシー自体の権利の侵害を構成する限り、当該侵害の結果として排他的ライセンシーが被った若しくは被る虞のある損失又は場合に応じて侵害から生じる利益を考慮しなければならない。
- (2) 本条により排他的ライセンスの所有者によって提起された訴訟において、関連する特許 所有者は、当該訴訟に原告として参加しない限り、被告に加えられる。ただし、本項に従っ て被告として加えられた特許所有者は、当該訴訟に出廷し、かつ、参加しない限り、如何な る費用にも負担義務を有さない。

### 第52条 特許の有効性が争われたことの証明書

- (1) 高等裁判所の訴訟において、特許有効性の範囲が争われ、当該特許の全部又は一部が有効であると高等裁判所が認めた場合は、高等裁判所は、当該特許有効性が争われた旨の認定及び事実を証明することができる。
- (2) (1) に基づいて証明書が付与されている場合において、特許侵害に対する高等裁判所へのその後の訴訟又は高等裁判所若しくは長官への当該特許取消のその後の訴訟において、最終

的な命令又は判決が特許有効性に依拠する当事者に有利に行われるときは,当該当事者は, 高等裁判所が別段の指示をしない限り,事務弁護士と自己の依頼人との間の費用としての自 己の費用を受ける権限を有する。

### 第53条 侵害訴訟を提起するとの根拠のない脅迫への救済

- (1) 何人も(特許に対する権限を有するか又は特許に利害関係を有するか否かに拘らず)回状, 広告又はその他の手段により特許侵害訴訟を提起する旨をもって他人を脅迫した場合は, 当該脅迫による如何なる被害者も, 相手方に対し(2)にいう救済を求めて高等裁判所に訴訟を提起することができる。
- (2) 本条により提起された訴訟において、訴訟をもって脅迫された行為が特許侵害を構成するか又は当該行為が行われたならば特許侵害を構成する筈である旨を被告が証明しない限り、原告は次の救済を受ける権限を有する。すなわち、
- (a) 訴えられた脅迫は正当化されない旨の趣旨の宣言
- (b) 脅迫が継続する場合の差止命令,及び
- (c) 脅迫を理由として被った損害賠償
- (3) 次については、本条に基づいて訴訟を提起することはできない。
- (a) 処分するための製品の製造若しくは輸入又は方法の実施から構成されると申し立てられた侵害に対する訴訟を提起する旨の脅迫,又は
- (b) 処分するための製品の製造若しくは輸入又は方法の実施した者に対して、その製品又は 方法に関して他の行為を行ったとされる侵害に対する訴訟を提起する旨の脅迫。
- (4) 本条の適用上、特許又は特許出願の存在の通知は、それ自体では訴訟についての脅迫を構成しない。

# 第54条 不侵害の宣言を行う裁判所の権限

- (1) 特許所有者又は排他的ライセンシーにより別段の主張が行われなかった事実に拘らず,次のことが提示された場合は、何人かによる方法の実施又は何人かによる製品の製造若しくは使用若しくは販売は、特許の侵害行為を構成せず及び構成しない筈である旨の宣言については、その者と特許所有者若しくは特許に基づく排他的ライセンスの所有者との間の訴訟において、高等裁判所がこれを行うことができる。
- (a) 原告が、若し与えられたならばその効果が請求された宣言の効果と同様である筈の確認 書を求めて特許所有者又は排他的ライセンシーに書面で申し入れし、かつ、その者に問題の 方法又は製品の書面での完全な詳細事項を提出してあること、及び
- (b) 特許所有者又は排他的ライセンシーが当該確認書を与えることを拒絶し又は無視したこと
- (2) 本条により行われた宣言を求める訴訟において全ての当事者の費用は、高等裁判所が特別の理由により別段の命令を行うことを適切と認めない限り、原告が支払う。
- (3) 全部又は一部の特許有効性は、本条により行われる宣言を求める訴訟において争点としてはならない。したがって、特許の場合は、当該宣言を行うこと又はこれを拒絶することが当該特許が有効であることを意味するものとみなしてはならない。

## 第55条 出願日又は優先日の前に始まった実施を継続する権利

- (1) 発明に特許が付与された場合は、当該アイルランドにおいて特許出願日前に又は優先権が主張されるときは優先日前に、そのとき特許が有効であれば特許の侵害を構成する筈の行為を善意で行うか又は当該行為を行うための効果的かつ真摯な準備を善意で行った者は、(2)に定める権利を有する。
- (2) (1) にいう権利は、次の通りである。
- (a) (1) にいう行為を継続して行い又は場合に応じて当該行為を行う権利
- (b) 業として、当該行為がなされたか又は当該行為を行う準備がされていた場合において、
- (i) 個人の場合は、
- (I) 当該行為を行う権利を移転する権利又は死亡により当該権利を移転させる権利,又は
- (II) 業として当該行為が行われたか又は行為を行う準備が行われた当該事業に現に存在するその者のパートナーの何れかに当該行為をなすよう委任する権利
- (ii) 法人の場合は、当該行為を行う権利を移転する権利又は法人の解散により当該権利を移転させる権利

また、本項による当該行為をなすことは、関係する特許の侵害にはならない。

- (3) (2)に定める権利には、(1)にいう行為をなす者にライセンスを許諾する権利を含めてはならない。
- (4) 何人かが(2)により付与された権利を行使して特許の主題である製品を他人向けに処分した場合は、当該他人及び当該他人を通じて権利主張する者は、当該特許の単独所有者により処分されたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権限を有する。

### 第56条 公開された出願の侵害に対する訴訟

- (1) 特許が付与された後,特許所有者は,第28条に従う出願の公開日の翌日に始まり特許付与の告示の公告日の前日に終了する期間に犯した行為であって,第44条及び第45条により当該特許所有者が侵害を阻止する権限を与えられていると申し立てる行為による特許出願の侵害に対し裁判所に民事訴訟を提起することができる。また,当該訴訟において,申し立てられた侵害に関して損害賠償を請求することができる。
- (2) 特許侵害に関する第48条から第53条まで及び第55条の規定は、これらが該当する限り、本条に基づく訴訟に適用する。
- (3) 本条に基づく訴訟で裁定を受ける損害賠償額を検討するに当たり、裁判所は、第28条に基づいて公開された当該出願の審理から、これらの権利を侵害したものと認めたのと同じ説明の行為からの保護を特許所有者に付与される筈であると予測することが合理的であったか否かを検討する。また、裁判所がそのように予測することが不合理であったと認めたときは、裁判所は損害賠償を適切と認める金額まで減額する。

# 第 VIII 章 取消

## 第57条 特許取消の申請

- (1) 本条の次の規定及び第58条に従うことを条件として、何人も、高等裁判所又は長官に特許の取消を申請することができる。
- (2) 第58条(e)にいう理由に基づく特許取消の申請は,第81条(2)に従って当該特許を付与される権限を有する又は当該特許が保護する事項の部分についての特許を付与される権限を有すると高等裁判所が認める者のみにより又は複数の者に当該権限が付与されたと認められる場合はこれらの全員により行うことができる。
- (3) 本条に基づく申請は、特許が失効した場合でも提出することができる。
- (4) 特許取消の申請は、所定の方法により行うものとし、当該申請に関する所定の手数料が納付されるまでは提出されたとみなしてはならない。
- (5) 特許に関する訴訟が本法の規定に基づいて高等裁判所において係属中である場合は、当該高等裁判所の許可なしには特許に関する本条に基づく如何なる申請も長官に行うことができない。
- (6) 長官が本条に基づいて自己にされた申請を処理しなかった場合は、申請人は、次の何れかを行わない限り、本条に基づいて長官に関係特許に関する申請を行うことができない。
- (a) 特許所有者が申請人にその旨を申請することに同意すること,又は
- (b) 長官が書面により当該特許が取り消されるべきか否かの疑義は高等裁判所が更に適切に 裁定すると認める旨を証明すること

### 第58条 取消の理由

特許取消の申請は、次の理由によってのみ行うことができる。

- (a) 特許の主題が本法に基づいて特許性がない。
- (b) 特許明細書が当該技術の熟練者により実施されるには十分明確かつ完全な方法により発明を開示していない。
- (c) 特許明細書に開示された事項が、出願時の明細書に開示された範囲を超えて拡大されている。又は第24条若しくは第81条により先の出願の出願日に提出されたとみなす出願に基づいて特許が付与された場合は、当該出願が出願時に開示された先の出願の範囲を超えて拡大されている。
- (d) 特許により与えられた保護が認められるべきではなかった補正により拡大された。
- (e) 特許所有者が第16条(1)に基づいて特許を受ける権利を有さない。

### 第59条 取消申請の審査

- (1) 特許取消の申請が承認された場合は、高等裁判所又は長官は、第58条にいう取消理由が特許の維持を害するか否かを検討する。
- (2) 特許取消の申請に当たり、高等裁判所又は長官が第58条にいう取消理由が特許の維持を害しているものとみなすときは、高等裁判所又は長官は、当該特許を命令により無条件で取り消すことができる。
- (3) 特許取消の申請に当たり、高等裁判所又は長官が第58条にいう取消理由が当該特許の一部のみに影響を与えるものとみなすときは、高等裁判所又は長官は、高等裁判所又は長官が

指定する期間内に関係する明細書が第 38 条に従って高等裁判所又は長官が納得する程に訂正されない限り、当該特許の取消を命令することができる。

(4) (3) の適用上,明細書の訂正とは,第 38 条に基づく訂正を意味し,アイルランドを指定する欧州特許の場合には,欧州特許条約の規定に基づいて特許権者の訂正請求により特許のクレームを制限することを意味する。

## 第60条 自己の発意により特許を取り消す長官の権限

- (1) 特許を付与された発明が、第11条(3)のみにより技術水準の一部を構成していたことが長官に認められたときは、長官は自己の発意に基づいて命令により特許を取り消すことができる。ただし、長官は、前述した技術水準の一部を構成した如何なる事項も排除するために、第38条に従って特許所有者に意見を述べ、かつ、特許明細書を訂正する機会を与えることなく特許を取り消してはならない。
- (2) 長官にとって,
- (a) この部に基づく特許及びアイルランドを指定する欧州特許が同一発明に対して付与されていること,
- (b) 双方の特許出願の出願日が同一又は優先権が主張された場合は優先日が同一であったこと,及び
- (c) 双方の特許出願が同一出願人又はその権原承継人によって提出されたこと, が認められるときは,長官は,この部に基づく特許所有者に当該特許につき意見を述べ,かつ,特許明細書を訂正する機会を与える。また,特許所有者が同一発明に関し2の特許が存在しない旨を長官に納得させることを怠り又は同一発明に関して2の特許が存在することを防止するよう明細書を訂正することを怠ったときは,長官は当該特許を取り消す。
- (3) 長官は、次の期限より前に(2)に基づく行為をとってはならない。
- (a) 欧州特許条約に基づいてアイルランドを指定する欧州特許に対する異議申立期間の終了, 又は
- (b) 前記より後の場合は、欧州特許条約に基づく異議申立の訴訟が最終的に決着した日また、長官は、裁定が欧州特許を維持しないものであるとき又は特許が訂正され、同一発明に関して2の特許が存在しなくなったときは、如何なる行為もとってはならない。

### 第61条 特許の有効性を争点とする事態

- (1) 本条の以下の規定に従うことを条件として、特許の有効性は第58条に定める理由の1のみにより争点とすることができる。また、前述に加え当該有効性は、次の場合にのみ提起される。
- (a) 第47条又は第56条に基づく侵害訴訟の防衛としての場合,
- (b) 第53条又は第57条に基づく訴訟における場合,又は
- (c) 第77条に従う場合
- (2) 次の場合に該当しない限り,第58条(e)に定める理由に基づいて何人かが争点とする特許の有効性に関する(1)にいう訴訟において如何なる裁定も行ってはならない。
- (a) その者により提起された権原訴訟又は特許の有効性が争点である訴訟の何れかにおいて, 当該特許が他人でなく,この者に付与されるべきであった旨を裁定された場合,及び
- (b) 権原訴訟においてそのように裁定された場合を除き,

- (i) 特許の有効性が争点である訴訟が特許を付与された日に始まる2年の期間の終了前に提起された場合、又は
- (ii) 特許所有者として登録された者が当該特許の付与又はこの者への特許の移転の時にこの者が当該特許を受ける権利がないことを知っていたことが証明された場合
- (3) (2)における特許に関する「権原訴訟」とは、第81条又はその他に基づいて言及されたか否かに拘らず、特許を受ける権利がない者に特許が付与されたか否かの疑義を裁定する訴訟をいう。
- (4) 本法の適用上,長官が第60条に基づいて有効性を取り消すか否かを決定する命令において,長官がその有効性を検討するという事実のみの理由によっては特許の有効性が争点とされていることにならないことを本法により宣言する。

# 第62条 長官に与える裁判手続の通知

長官は,第47条又は第56条に基づく侵害の訴訟又は第61条に基づいて特許の有効性が争点 となる場合は裁判所における訴訟及び当該訴訟に関する裁判所の判決について,原告又は場 合に応じて特許所有者により書面で通知を与えられる。

# 第 III 部 短期特許

## 第63条 短期特許の出願

- (1) この部に基づく出願については,第 II 部に基づいて付与された特許に関して第 36 条に規定された存続期間に代わり存続期間を 10 年とする特許を求めてこれを行うことができる。
- (2) 当該出願により付与された特許は、この部において短期特許という。
- (3) 第 II 部は、必要な修正及びこの部の規定に従うことを条件として、第 II 部に基づく特許及び特許出願に適用する通り、短期特許及び短期特許の出願に適用する。
- (4) 発明は、新規で産業上の利用の可能性があるときは、この部に基づいて特許を受けることができる。ただし、当該発明が進歩性を明確には欠かないことを条件とする。
- (5) 短期特許の出願は、所定の方法により庁に提出し、かつ、所定の様式によらなければならない。
- (6) 特許出願に関し第 II 部に基づいて制定された規則は、別段の定めがある場合を除き、当該規則がその部に基づいて出願に適用する通り短期特許の出願に適用する。また、短期特許及び短期特許の出願に関しては、異なる規則を制定することができる。
- (7) 短期特許の出願は,
- (a) 短期特許の付与に関する願書を含む。
- (b) 次の明細書を含む。
- (i) 発明及び出願人が知る発明を実施する最良の方法を記述した明細書
- (ii) 保護を求める事項を定義し、明確であり、かつ、説明により裏付けられている1又は複数(ただし、5を超えない)のクレームを含む明細書、及び
- (iii) 説明, クレームにおいて言及する図面及び第22条が適用される要約書を添付した明細書
- (8) 出願には、所轄大臣が手数料を納付することができる後の日を定めない限り、所定の出願手数料を添えなければならない。

## 第64条 同一発明についての第 II 部に基づく特許及び短期特許は共存しない

- 第 II 部に基づく特許出願及び短期特許出願が同一発明に関して同一出願人により出願された場合において,
- (a) 最初に短期特許が付与された場合は、当該短期特許は、第 II 部に基づく特許の付与があったときは無効とみなす。
- (b) 短期特許出願は, 第 II 部に基づく特許の付与の日に係属中であるときは, 当該日に放棄したものとみなす。

## 第65条 短期特許及びその出願に関する規定

- (1) 第 29 条, 第 30 条及び第 35 条は, 短期特許の出願については適用しない。第 44 条及び 第 56 条は, 第 66 条に従うことを条件として, 当該出願に関して効力を有する。
- (2) 第 40 条から第 43 条までは, 第 66 条に従うことを条件として, 短期特許に関して効力を有する。
- (3) 短期特許が第28条(1)にいう期間の満了前に付与されたときは、当該出願は第34条(1)に規定された公告と同時に公告される。

## 第66条 侵害訴訟

- (1) 第47条又は第56条に基づく侵害に対する民事訴訟に関し、短期特許の所有者は、自己が次の行為を行うまで、何人に対しても訴訟を提起してはならない。
- (a) 当該発明につき調査を行い及びその調査結果の報告書(「調査報告書」という)を作成するよう所定の手数料を添えて長官に請求を行う行為,及び
- (b) 長官から当該調査報告書の謄本1通を受領し、相手方に謄本1通を提出する行為
- (2) 長官は(1)にいう調査報告書を公表する。
- (3) (1) (a) にいう請求を行う代わりに、同一発明の特許出願が所定の外国において又は所定の協定若しくは条約の規定に基づいて提出されているときは、当該出願人は長官に第 30 条 (1) にいう証拠を提出することができる。また、長官が自己に提出された証拠を公告し、かつ、当該特許所有者が関係人に当該証拠の謄本を送付するまで、訴訟を提起することができない。
- (4) (1)にいう訴訟は、請求の趣旨に拘らず、巡回裁判所に提起することができる。
- (5) 短期特許の侵害訴訟に関する第47条,第49条,第50条,第51条,第52条及び第54条における裁判所への言及は、巡回裁判所への言及を含むものとして解釈する。
- (6) 所轄大臣は、規則により、短期特許の主題である発明に関する調査報告書を作成せしめるよう長官へ請求することを特許所有者以外の何人にも許可することができる。当該規則は当該請求が所定の手数料の納付を条件とする旨を定めることができる。本項に基づいて作成された調査報告書は、長官により公告される。

## 第67条 短期特許取消の特別理由

第58条は、関係ある限り、短期特許取消の申請に適用する。ただし、特許明細書のクレーム が説明により裏付けられていないことも、短期特許取消の理由とする。

# 第 IV 部 自発的及び強制ライセンス

# 第68条 ライセンスの登録簿への記入申請

- (1) 特許付与後の何時でも、特許所有者は特許に基づくライセンスが権利として利用可能であるという趣旨の登録簿への記入を長官に申請することができる。また、当該申請が行われた場合は、長官は、当該特許の利害関係者として登録簿に記入された者に対しても当該申請について通知する。また、特許所有者が契約により当該特許に基づくライセンスを付与することが妨げられないことに長官が納得するときは、長官は当該記入を行う。
- (2) 本条に基づいて登録簿に記入された場合は、次の規定を適用する。
- (a) 何人もその後の何時でも,契約がない場合は,特許所有者又はライセンスを請求する者の申請に基づいて長官が設定する条件より,特許に基づくライセンスを受ける権限を有する。
- (b) 長官は、当該ライセンス記入前の、当該特許に基づいて付与されたライセンスのライセンシーの申請に基づいて、そのライセンスを前述の通り設定された条件により当該ライセンスと交換すべき旨を命令することができる。
- (c) 特許の侵害訴訟(世界貿易機関加盟国以外の国からの商品の輸入による以外の場合)において,被告が前述の通り長官が設定した条件に基づいてライセンスの取得を約束するときは,被告に如何なる差止命令も認めてはならない。また,この者に対する損害賠償として賠償可能な金額(存在する場合)は、当該ライセンスが最先の侵害前に付与されていたならば、この者がライセンシーとして支払を要した筈の金額の2倍を超えてはならない。
- (d) 登録の日後,特許に関して納付すべき更新手数料は,当該登録が行われなかったならば納付を要した筈の更新手数料の半額とする。
- (3) 本条により付与されたライセンスのライセンシーは(その条件が契約により設定される ライセンスの場合は、当該ライセンスが他に明示的に定めない限り)特許所有者に当該特許の 侵害を防止するための訴訟の提起を請求する権限を有する。また、当該特許所有者が、当該 請求を受けた後 2 月以内に本項に基づく要件に従うことを拒絶し又は無視するときは、当該 ライセンシーは、この者が当該特許所有者であるものとして自己の名義で侵害に対し訴訟を 提起することができる。また、当該訴訟が提起された場合は、特許所有者は被告となる。ただし、被告となる特許所有者は、当該訴訟に出廷し、かつ、訴訟に参加しない限り、如何なる 費用に対しても支払義務を有さない。
- (4) 本条に基づく登録の申請は、当該申請に関係する特許所有者が契約により当該特許に基づくライセンスの付与を妨げられない旨の陳述書(所定の方法により立証される)を含むものとし、また、長官は、本件に関して必要と認める追加の証拠を特許所有者に請求することができる。
- (5) 本条に基づく登録簿への登録の全ては、公報に公告するものとし、また、長官が公衆に登録の告示を行うために望ましいその他の方法(存在する場合)により公告する。

# 第69条 記入の取消

(1) 第 68 条に基づいて行われた記入後の何時でも、特許所有者は当該記入の取消を長官へ申請することができる。また、当該申請が行われ、当該記入が行われなかったならば納付を要した筈の全ての更新手数料の残高が納付された場合において、長官は、当該特許に基づく如何なるライセンスも現存しないこと又は当該特許に基づく全てのライセンシーが当該取消に

同意したことに納得するときは、当該記入を取り消すことができる。

- (2) 第68条に基づいて記入が行われた後の所定の期間内に、何人も自己が利害を有する契約により関係する特許所有者が当該特許に基づくライセンスの付与を妨げられ、また当該記入を行った時に妨げられた旨を主張するときは、この者は長官に当該記入の取消を申請することができる。
- (3) 特許所有者が(2)にいう方法で妨げられる及び妨げられたことに(2)に基づいて行われた申請により長官が納得するときは、長官は同項にいう記入を取り消す。また、取消により当該特許所有者は、記入が行われなかったならば納付を要した筈の全ての更新手数料の残高に等しい額を所定の期間内に納付する義務を有する。また、当該金額が前記期間内に納付されないときは、当該特許は前記期間満了時に効力を失う。
- (4) 本条に基づいて記入が取り消される場合は、当該記入が関係する特許所有者の権利及び 義務は以後当該記入が行われなかったときと同じとする。
- (5) 長官は本条に基づいて自己に対し行われた申請を所定の方法により公告するものとし、かつ、求められた取消に対する異議申立の通知は、当該公告の後所定の期間内に、次の者が、長官に与えることができる。
- (a) (1) に基づく申請の場合は、何人でも、及び
- (b) (2) に基づく申請の場合は、当該申請が関係する特許所有者
- (6) 異議申立の通知が(5)に基づいて与えられる場合は、長官は、当該申請を裁定する前に申請人に通知する。

## 第70条 強制ライセンス

- (1) 特許付与の公告日から3年又は別途定める期間が経過したときは、以下に記載する理由により、何人も長官に対し、特許に基づくライセンス又は特許に基づくライセンスを登録簿に記入を求める申請をすることができる。
- (a) すなわち
- (i) 特許の対象物に対する国内の需要が満たされていないか, 合理的な条件で満たされていない, 又は
- (ii) 特許によって保護されている製品に対する国内の需要が世界貿易機関加盟国以外からの輸入によって満たされている。
- (b) 国内における商業活動又は産業活動の確立又は発展が不当に阻害されている。
- (2) 特許(本条において「第2の特許」という)によって保護されている発明が、他の特許(本条において「第1の特許」という)に由来する権利を侵害することなくアイルランドで実施することができない場合は、第2の特許の所有者は、関係する発明の実施に必要な範囲内で、第1の特許に基づくライセンスを長官に申請することができる。ただし、当該発明が第1の特許にクレームされている発明に関して、相当な経済的意義を有する重要な技術的進歩を伴うことを条件とする。
- (3) 本条に基づく申請に関し、長官が以下に定めた理由の何れかが確認されていることを認める場合、
- (a) (1) に規定する根拠が立証されたこと、又は
- (b) 特許によって保護されている発明は, (2)に規定する第1の特許の権利を侵害することなくは実施できないこと,

長官は下記の規定に従い、申請に沿う命令を出すことができ、また、命令がライセンスの付 与を求めるものであるときは、長官は、長官が適切であると考える条件に基づいてライセン スが付与されるよう要求することができる。ただし、次のことを条件とする。

- (i) 許諾されるライセンスは非排他的であり、
- (ii) 許諾されるライセンスは、主としてアイルランドの市場への供給のためであり、
- (iii) 許諾されるライセンスは、長官の事前の承認を得て、特許発明を実施する企業又は営業権の当該部分に関してのみ移転することができ、第1の特許に関して(2)に基づく申請により許諾されるライセンスの場合には、ライセンスは、第2の特許の移転とともに第2の発明の所有者によってのみ移転することができ、
- (iv) ライセンスは、当該ライセンスの経済的価値を考慮して、事案の状況に応じた適切な対価を特許所有者に支払うことを条件としてのみ許諾され、
- (v) ライセンスの範囲及び期間は、許諾される目的に限定され、
- (vi) 半導体技術に関連する特許に関して(1)に基づく申請により許諾されるライセンスは, 公共の非商用目的でのみ使用され,
- (vii) (2)に基づく申請に対する命令は、第2の特許の所有者が第1の特許の所有者及び当該 所有者のライセンシーに対し、合理的条件で、第2の特許にクレームされている発明を実施 するためのクロスライセンスを許諾する能力と意志がない限り、出されない。
- (4) 長官は本条に基づく申請に従って命令をするか否かを決定するに当たり、次の事項を考慮する。すなわち、
- (a) 関連する発明の内容,当該特許の付与以来経過した期間及び当該発明を完全に実施する ために特許所有者又はライセンシーが既にとった処置
- (b) ライセンスが公共の利益のために当該特許を実施すべき旨の命令に基づいて付与される者の能力,及び
- (c) 申請が許可される場合は、資本を提供し及び当該特許を実施するに当たり当該人が引き受ける危険
- (5) 第68条(3)は、本条に基づく命令の履行として付与されるライセンスに対し、第68条の規定によって付与されるライセンスに適用されるのと同様に、適用される。

# 第71条 強制ライセンスに関する規定

- (1) 第 70 条に基づく申請に従ってライセンスの許諾又は登録簿への記入の命令が出された場合は、何人も、当該命令に至った事情が変化又は消滅し、再発する可能性が低いことを理由として、当該命令の修正又は取消を長官に申請することができる。
- (2) (1)にいう事情が変化又は消滅し、再発する可能性が低いことを長官が納得する場合は、長官は、長官が適切であると考える条件に基づいて、既存の命令の修正又は取消を命令することができる。当該条件は特に、関係するライセンシーの利益保護を規定する条件を含む。
- (3) 第73条は、適用が可能である限り、(1)に基づく申請に関して適用する。
- (4) (1) に基づく申請に従って命令が修正される場合は, (1), (2) 及び(3) は, 適用が可能である限り, 修正された命令に関して適用する。

# 第72条 政府の大臣の申請によるライセンス等

(1) 特許付与の告示の公告日に始まる3年の期間又は第70条(1)に基づいて定められた他の

期間の満了後の何時でも、政府の何れかの大臣は、第70条に定める1若しくは複数の理由により、特許に基づくライセンスが権利として利用可能であるという趣旨の登録簿への記入のための又は当該特許に基づく申請に特定する者にライセンスを付与するための申請を長官に行うことができる。また、長官は、これらの理由の何れかが立証されることに納得するときは、当該申請に従って命令することができる。

(2) 第70条(3)及び第71条は、適用できる限り、これらが第70条に基づく申請及び命令に関して適用する通り、本条に基づく申請及び命令に関して適用する。

# 第73条 第70条及び第72条に基づく申請手続

- (1) 第70条又は第72条に基づく各申請は、申請人が求める命令の内容を明記するものとし、申請人の利害関係(存在する場合)の内容及び申請が根拠とする事実を述べた陳述書(所定の方法で立証される)を含み、申請人が特許所有者よりライセンスを取得しようとしたが合理的な条件及び合理的な期間内に当該ライセンスを取得することができなかったことを示す証拠を添えなければならない。
- (1A) 長官は、申請人からの求めがあった場合であって、次のときは、(1)にいう証拠を省くことができる。
- (a) 国家緊急事態又はその他の極めて緊急な状況が存在するとき,又は
- (b) 公共の非商用目的のライセンスに関する申請のとき ただし、関連する特許の所有者が、当該特許に基づくライセンスを長官に申請する申請人の 意思を合理的に可能な限り速やかに通知されていることを条件とする。
- (2) 長官が(1)にいう申請の検討により、命令を下すための一応の証明がされていることに納得する場合は、長官は、申請書の謄本を関係する特許所有者及び当該申請が行われた特許に利害関係を有すると登録簿から認められる他の者に送達するよう申請人に指示するものとし、公報に当該申請を公告する。
- (3) (1) にいう申請に異議申立を希望する関係特許の所有者又はその他の何人も, 所定の期間内に長官へ異議申立の通知を行うことができる。
- (4) 本条に基づいて与えられた異議申立の通知は、関連する申請が異議を申し立てられた理由を述べた陳述書(所定の方法により立証される)を含む。
- (5) 異議申立の通知が本条に基づいて適法に与えられた場合は、長官は、当該申請人に通知するものとし、仲裁に関する第74条の規定に従うことを条件として、疑義について裁定する。

#### 第74条 仲裁人に対する上訴及び付託

- (1) 第70条, 第71条又は第72条に基づく申請に従って長官が下した命令に対する上訴に関しては、法務総裁は、出廷すること及び代理を立てることができる。
- (2) 申請が異議を申し立てられ、かつ、次の何れかの場合、すなわち、
- (a) 当事者が同意する場合,又は
- (b) 当該訴訟が長官の意見により書面審査を延長して審理し又は当該長官の下では適切に実施することができない科学的又は現地の調査を必要としている場合は,

長官は、何時でも全訴訟又は当該訴訟から生じる事実についての疑義又は争点については、 全当事者が合意する仲裁人又は合意を欠く場合は長官が指名する仲裁人に対しこれを付託す べき旨を命令することができる。

- (3) 本条に基づいて全訴訟が付託される場合は、当事者が仲裁人による裁定が行われる前に別段の合意をしない限り、高等裁判所への上訴は当該裁定に対して成立する。
- (4) 事実に関する疑義又は争点が本条に基づいて付託された場合は、仲裁人は、長官にその認定結果を報告しなければならない。

# 第75条 ライセンスに関する補充規定

- (1) 本法に基づくライセンスの付与に関する如何なる命令も、他の施行方法を害することなく、特許所有者及び他の必要な全当事者が作成した証書であって当該命令に従ってライセンスを付与されたものとしての効力を有する。
- (2) 登録簿への記入に関する第70条,第71条又は第72条に基づく申請により,第68条に基づく特許所有者の申請による特許に関する記入の履行を妨げる筈の契約に拘らず,関連する特許に基づくライセンスが権利として利用可能である趣旨の命令を出すことができる。また,当該命令は全ての目的のために第68条に基づく申請に従って行われる記入と同様の効力を有する。
- (3) 第70条, 第71条又は第72条に基づく申請に従って下される如何なる命令も, 欧州経済 共同体を設立する条約又はTRIP s 協定と矛盾して行ってはならない。

# 第 V 部 アイルランドの国の事業のための発明の使用

# 第76条 発明、出願又は特許の政府の大臣に対する譲渡

- (1) 如何なる発明者,特許の如何なる出願人又は所有者も(価値の有無に拘わらず)政府の大臣に対し発明,その特許出願又はこれについて取得された特許又は取得されるべき特許の発明の利益における持分又は利益の全部若しくは一部の譲渡を行うことができ,当該大臣はアイルランド国家の代理で当該譲渡を引き受けることができる。また,政府の大臣が当該譲渡を引き受ける場合は,当該大臣はアイルランド国家の代理で次の事柄の全て若しくは一部を行い又は該当する場合は,行うことに参加することができる。すなわち,
- (a) 当該発明を開発し、かつ、遂行すること
- (b) 会社若しくは人的非法人組織を設立し又は発起して,当該発明を開発し,かつ,遂行すること
- (c) 財務大臣の同意を得て当該大臣が適切と認める条件により当該特許出願若しくは特許を 販売し若しくは貸渡し又は当該出願若しくは特許に基づくライセンスを許諾すること
- (d) 会社若しくは人的非法人組織を設立し又は発起して、当該発明を商業的に実施すること
- (e) 当該出願又は特許の維持若しくは保護に必要な又はその他これらの所有権に付随する全 ての事柄を行うこと
- (2) 政府の各大臣は、各年4月1日前にアイルランド議会の各院に、前年12月31日に終了する年度中に(1)(c)若しくは(d)により当該各大臣に付与された幾つかの権限について及び当該各大臣が公共の利益であるとみなすときは、その限りにおいて、(1)(a)、(b)又は(e)により付与された権限の何れか又は全てについて、当該各大臣による各権限行使(存在する場合)に関する報告書を提出する。
- (3) 本条に基づいて所轄大臣が被る全ての支出は、財務大臣が認可する範囲までアイルランド議会により提供された金銭から支払われる。

## 第77条 アイルランドの国の事業のために発明を使用する権利

- (1) 特許及び特許出願は、個人に対するのと同じ効力を国に対して有する。ただし、政府の何れかの大臣は、自身で又は書面で当該大臣が授権した幹部職員、一般職員若しくは代理人又は特許出願を行った後の何時でも自己の代理で行動するその他の者により、アイルランドの国の事業のため、出願人又は特許所有者の同意なしに、当該出願又は特許の主題である発明に関してアイルランドにおいて次の行為の何れも行うことができる。
- (a) 発明が製品である場合は、当該製品を製造し、使用し、輸入し若しくは所持し又は何人かに当該製品を譲渡し若しくは販売し又は譲渡若しくは販売の申出をすること
- (b) 発明が方法である場合は、当該方法を使用し、その方法により直接的に得た製品について(a)にいう事柄を行うこと
- (c) 当該発明の不可欠の要素に関して、発明を実施するための手段を何人かに提供し又は提供の申出をすること
- (2) 出願又は特許の主題である発明に関して(1)によりなされた如何なる事柄も,以後本条及び第78条において「発明の使用」といい,当該事柄をなすことは関係する出願又は特許の侵害としてはならない。
- (3) 本条に基づく発明の使用は、当該発明の使用の前後の何れでも財務大臣の承認を得て、

政府の何れかの大臣と当該発明に関する特許出願人又は特許所有者との間で合意される条件に従って又は合意を欠く場合は以下に定める方法により設定される条件に従うことを条件とする。また、当該出願人若しくは特許所有者と政府の大臣以外の者との間で締結される契約又はライセンスの条件は、アイルランドの国の事業のための当該発明の使用を妨げ又は規制するものであってはならない。

- (4) 特許若しくは特許出願の主題である発明が出願日前又は優先権が主張された場合は当該出願の優先日前に、政府の何れかの大臣により適法に書類に記録され又は当該大臣により若しくはその代理で審理された場合(当該発明が関連する特許出願人又は特許所有者により直接又は間接に連絡されていなかった場合)は、政府の何れかの大臣又は当該大臣が書面で授権した幹部職員、一般職員若しくは代理人は、記録され又は審理された当該発明については、当該出願又は特許の存在に拘らず、当該特許出願人又は当該特許所有者に対しロイヤルティ若しくはその他の支払なしにアイルランドの国の事業のために、これを使用することができる。また、当該大臣の意見により、当該出願人若しくは場合に応じて特許所有者に対し当該発明を記録した書類又は当該発明についての審理の証拠を開示することが公共の利益を害する筈のときは、当該開示については、当該出願人若しくは特許所有者の代理で又は相互に合意する独立の専門家に秘密裡にこれを諮問することができる。
- (5) 本条に基づく政府の大臣の権限により又は当該権限をもって発明が使用される場合は、そのように使用することが公共の利益に反することが当該大臣に認められない限り、所轄大臣は発明に関係する特許出願人又は特許所有者(存在する場合)に当該使用が開始された後速やかに通知し、かつ、この者が随時合理的に請求する使用の範囲についての情報をこの者に提供する。
- (6) 本条又は本条の条件に基づく発明の使用に関する若しくは関連する紛争又は(4)にいう記録の存在若しくは範囲又は審理に関する紛争が生じた場合は、当該事項は裁判所に裁定を付託するものとし、当該裁判所は、紛争から生じる事実の全体的事項又は疑義若しくは争点をその指示する条件に基づいて仲裁人による審理に付託する権限を有する。紛争を解決するに当たり、裁判所又は仲裁人は、当該発明の特許出願人若しくは特許所有者(存在する場合)又は当該特許出願若しくは特許に利害関係を有するその他の者が当該特許出願又は特許に関してアイルランドから直接若しくは間接に受けた利益又は補償を考慮する権限を有する。
- (7) 本条に基づく如何なる訴訟においても、当該訴訟の当事者である政府の大臣は、
- (a) 特許の取消を申請することなしに, 関係する特許の有効性を争うことができる。
- (b) 特許所有者が当該訴訟の当事者であるときは,第 58 条に基づいて特許を取り消すことができる理由により,当該特許の取消を申請することができる。
- (8) 本条の規定に基づいてアイルランドの国の事業のために発明を使用する権利には、アイルランドの国の事業のために必要としない当該権利に従って製造された製品を譲渡し、販売し又は譲渡若しくは販売の申出をする権限が含まれる。
- (9) 本条により付与された権限を行使して譲渡し又は販売した製品を取得した者及びこの者を通して権利を主張する者は、アイルランドの代理で所有する特許に従って行われたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権限を有する。
- (10) 本条において「アイルランドの国の事業」とは、国庫が負担若しくは支出する資金又はアイルランド議会により若しくは 1941 年地方自治体法の適用上の地方自治体により提供された資金を財源とする事業をいう。

# 第78条 第77条に従う発明の使用;補充規定

- (1) (2) (a) に基づく命令が効力を有する期間中,政府の大臣又は第77条に基づいて政府の大臣が授権した者が発明に関して行使し得る権限には,当該大臣にとって必要かつ便宜と認められる次の目的のために,発明を使用する権限が含まれる。
- (a) 社会生活に必須の供給と役務の維持のため
- (b) 社会福祉に必須の十分な供給及び役務を確保するため
- (c) 農業を含む商業及び産業の生産性を促進するため
- (d) 社会の利益に資するために最善に計画された方法により社会の全資源を使用に供し、かつ、使用することを一般に保証するため
- (e) 被害の救済並びに重大な災難におかれたアイルランド以外の何れかの国又は領域における必須の供給及び役務の回復及び流通を支援するため、又は
- (f) 公共の安全及び国家の保全を保証するため
- (2) (a) 例外的な情況が存在するために(1)により与えられた権限を行使することが社会の利益上望ましい旨が政府の意見である場合は、命令により当該権限を行使する旨を宣言することができる。
- (b) (a) に基づく命令が現に効力を有し、政府の意見が同号にいう例外的情況は最早存在しない旨の場合は、命令により頭書に述べた命令を取り消す。

# 第 VI 部 特許出願及び特許契約条件における所有権

# 第79条 特許出願及び特許の性質

第80条に従うことを条件として、所有権及び動産の移転に適用する法律の原則は、他の債権に関して適用する通り、特許出願及び特許に関しても適用する。

# 第80条 特許出願及び特許の共有

- (1) 特許が2以上の者により出願され又は付与された場合は、これらの各人は、別段の合意がない限り、特許出願又は場合に応じて特許において共同して同等かつ未分割の持分を有する権限があるものとする
- (2) 本条の規定に従うことを条件として、2以上の者が特許出願人若しくは特許所有者として登録簿に登録される場合は、別段の合意が有効でない限り、これらの各人は、この者自身の利益のために関係する発明に関して他を考慮することなしに、本項とは別に、関係する特許出願又は特許の侵害となる如何なる行為についても、自身で又はその代理人により、これを行う権限を有する。
- (3) 現に有効な合意に従うことを条件として、特許又は公開特許出願に基づくライセンスは許諾されないものとし、特許又は当該出願における持分については、ライセンサー又は譲渡人以外の当該特許出願人若しくは特許所有者として登録簿に登録された全員が同意する場合を除き、これを譲渡してはならない。
- (4) 本条の規定に従うことを条件として、2以上の者が特許出願人若しくは特許所有者として登録簿に登録された場合は、他の何人も、これらの者の1に対し、関係する発明の不可欠の要素に関する手段を、当該発明を実施するために提供することができる。また、本条によるこれらの手段の提供は、特許出願又は特許の侵害にはならない。
- (5) 製品に関する特許の出願人又は所有者として登録された2以上の者の1により当該製品が販売された場合は,購入者及び購入者を通じて主張する者は,当該製品が製品に関する特許の単独の出願人又は単独の所有者により販売されたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権限を有する。
- (6) (1) 又は(2) における如何なる事項も、管財人若しくは死亡した者の人格代表者の相互の権利若しくは義務又はこれらの者の権利若しくは義務自体に影響を与えない。

#### 第81条 特許を受ける権利の決定等

- (1) 何人も,裁判所に法律の運用又はその他により,この者が(単独又は他の者と共同で)ある発明に対してアイルランドで付与された又は付与されるべき特許を受ける権限があるか否かの疑義を裁判所に付託することができる。また,裁判所は,その裁定に効力を付与するための便宜であるとみなす命令(配分の命令を含む)を制定することができる。
- (2) 裁判所は、本条に基づく付託により又は宣言的若しくは他の管轄権の行使において、当該特許付与の日に始まる 2 年間の終了後に当該付託がなされたか又は訴訟が提起されたときは、特許が当該特許を受ける権利のない者に付与されたか否かの疑義を裁定してはならない。ただし、特許所有者として登録された者が、当該付与の時又は場合に応じて特許の自己への移転若しくは譲渡の時に自己が特許を有する権原のないことを知っていたことが証明された場合はこの限りでない。

- (3) 本条に基づく命令は、管財人若しくは死亡した者の人格代表者の相互の権利若しくは義務又はこれらの者の権利若しくは義務自体に影響を与えるように制定してはならない。
- (4) 裁判所が、本条に基づく付託により又は宣言的若しくは他の管轄権の行使において、特許を付与される権原のない者(単独であるか他の者と共同であるかを問わない)に特許が付与されたことを認め、かつ、第57条に基づいて行われた申請により、裁判所又は長官が、その者がそれに権原を有さないとの理由により、当該特許の条件付き若しくは無条件の取消命令を行ったときは、裁判所又は長官は、当該申請人又はその権原承継人が、次の事項に対し、新規の特許出願をすることができる旨を命令することができる。
- (a) 無条件の取消の場合は、当該特許明細書に含まれる事項全体、及び
- (b) 条件付きの取消の場合は、裁判所又は長官の意見により第38条に基づく訂正により明細書から除外すべき事項
- また,当該新規の出願が行われたときは,その出願は,当該付託又はその他の手続が関係する特許出願の出願日に提出されたものとして扱い,優先権の利益を有する。
- (5) 新規の特許出願は、原特許出願の内容を超えて拡大する主題に関しては(4)に基づいて出願することが許可されない。

# 第82条 所有権変更の効果

- (1) 何れも移転の直前に当該特許における所有の利益を有さなかった1又は複数の者に当該特許を移転させる裁判所の命令の結果,特許の所有権の完全な変更があった場合(特許を付与される権原を有さない者に当該特許が付与されたという理由で)は,(2)に従うことを条件として,関連する特許につき当該移転の直前に効力を有したライセンス及びその他の権利は,当該特許に権原を有した者の名称を登録簿に登録した時点で,失効する。
- (2) (1)にいう命令がされた場合は、長官は、当該命令をした旨を関連する特許所有者として登録された者及び長官が知るライセンシー(存在する場合)に対し通知する。また、当該特許所有者又は善意で行動する当該ライセンシーが、当該命令がされる手続が開始される前にアイルランド内で当該発明を実施していたか又はそうするために効果的かつ真摯な準備を行っていた場合において、その者が、所定の期間内に名称が登録簿に登録された新規の特許所有者からの当該特許に基づく非排他的ライセンスを請求するときは、そのときに限り、当該実施を継続することができる。
- (3) (2) に基づいて許諾されたライセンスは、合理的な期間及び合理的な条件に従う。また、関係する当事者間の合意を欠く場合は、ライセンスの条件は長官が決定する。

## 第83条 契約における一定の条件の取消

- (1) 特許出願若しくは特許の主題である製品若しくは方法の販売若しくは貸渡又は製品若しくは方法を使用し若しくは実施するライセンスに関する契約に,直接又は間接に次の条件を含めることは,適法でない。
- (a) 特許出願又は特許の主題であるか否かに拘らず、何れの場合でも契約の当事者若しくは その被指名人以外の者が供給し又は所持する製品若しくは方法を契約の当事者が使用するこ とを妨げ又は制限すること
- (b) 特許出願又は特許の主題でない製品をその他の当事者から取得することを当該当事者又はその被指名人に要求すること

また,如何なる当該条件についてもその様に含まれるときは,これを無効とする。ただし,次の場合は、本項を適用しない。

- (i) 当該条件に依拠するよう求める当事者が、当該条件により拘束される当事者は(a)及び(b)に規定される条件なしに合理的な条件で関連の製品を購入するか又は製品が関係する貸渡若しくはライセンスを取得するかの選択権を契約の発効時に有したことを、証明した場合、及び
- (ii) 当該契約の残存期間について、相手方当事者に書面により3月の事前通知を与えることにより、かつ、所轄大臣が指名した仲裁人により確定される、購入の場合はその金額であり又は貸渡若しくはライセンスの場合はその賃貸料若しくはロイヤルティである、救済に対する報酬を支払うことにより、当該条件を遵守する責任から自己を救済する権限を、当該条件により拘束される契約の当事者に対し、当該契約が付与する場合
- (2) 本法に基づく訴訟において、何人も(1)のただし書(i)に基づいてこの者に提供された条件の合理性に関しこの者が承認を与えたという理由のみにより救済を申請又は取得することを禁反言で禁止してはならない。
- (3) 契約の締結時に1若しくは複数の特許出願又は1若しくは複数の特許の主題である製品若しくは方法を使用し又は実施するライセンスのための契約又は当該ライセンスの貸渡に関する契約は、当該製品又は方法を保護した当該特許若しくは該当する場合の全ての特許又は当該出願から生じる特許が効力を終えた後の何時でも、当該契約又はその他の契約に反する事柄が含まれるにも拘らず、契約の相手方当事者に書面で3月の事前通知をすることにより、契約の何れかの当事者が終了させることができる。
- (4) 本条により無効である条件が特許所有者又は特許出願人により契約に含められたものについては、契約が関係する当該特許又は出願について当該契約が効力を有する間に提起された侵害訴訟に対する抗弁として、これを利用し得る。
- (5) 本条には次の如何なる事柄も存在しない。
- (a) 特定の者の商品以外の商品の販売を何人かが禁止される契約の条件に影響を与えること,
- (b) 本条は別にして無効である契約を有効であると解釈すること,
- (c) 本条とは独立して行使し得る契約又は契約の条件を定める権利に影響を与えること,又は
- (d) 契約の当事者が修理する必要のある当該製品の新規部品を供給する権利を自己又はその被指名人に留保する契約であって、特許出願又は特許の主題である製品の貸渡契約又はその製品を使用するライセンスの契約における条件に影響を与えること

## 第 VII 部 特許登録簿;登録簿の証拠,書類等

## 第84条 特許登録簿

- (1) 公開された特許出願,有効な特許,特許及び公開された出願の譲渡及び移転の詳細事項並びに特許及び公開された出願に基づくライセンスの詳細事項並びに本法に基づいて当該登録簿に登録することを要求される全ての事項の通知及び長官が適切と認める公開された出願並びに特許の有効性若しくは所有権に影響を与えるその他の事項の通知を登録する特許登録簿として知られる登録簿は、庁において継続して保管する。
- (2) 全て都合のよい時に公衆の閲覧に供するため及び所定の手数料を納付して請求する者に登録簿の登録事項の謄本を与えるため、本条に基づく規則により、登録簿又は登録簿における登録事項若しくは登録事項の複製に関する規定を制定することができる。
- (3) 本条に基づく規則により、書面、印刷、石版印刷、写真、電磁機器若しくは電子機器又は情報を保持し、蓄積し又は複製する他の方式の手段によるか否かに拘らず何れかの方式により作成し保存する登録簿、登録簿の登録事項及びその複製について規定を制定することができる。
- (4) 登録簿は、本法により又は基づいて記入を求められ又は許可された何れの事項についても一応の証拠とされる。
- (5) 信託の通知は、それが明示的、黙示的又は推定的であるか否かに拘らず、登録簿に登録してはならない。また、長官は当該通知によって影響されない。

## 第85条 特許出願及び特許の譲渡等

- (1) 何人かが譲渡若しくは移転、法律の運用又はその他の移転方式により、公開された特許 出願若しくは特許における利益又は当該出願若しくは特許における持分について権原を有す ることになった場合又は譲渡抵当権者、ライセンシー若しくはその他として、当該出願若し くは特許の他の利益について権原を有することになった場合は、その者は所定の方法により 長官に対し出願人若しくは共同出願人、特許所有者若しくは特許共有者としての権原又は場 合に応じて自己の権利についての通知の登録簿における登録を申請する。
- (2) 譲渡により、公開された特許出願若しくは特許又は当該出願若しくは特許の持分について権原を有することになった者又は譲渡抵当権、ライセンス若しくはその他の証書により、当該出願又は特許のその他の利益について権原を有することになった者の権原の登録簿への登録申請については、譲渡人、譲渡抵当権設定者、ライセンサー又は譲渡を行う証書の相手方当事者により、所定の方法でこれを行うことができる。
- (3) (1) 又は(2) により何人かの権原の登録申請が行われる場合は、長官は、納得する権原の証明に基づいて、
- (a) この者が公開された特許出願若しくは特許又は当該出願若しくは特許の持分に権原を有することに納得する場合は,この者を特許出願人若しくは共同出願人又は当該特許所有者若しくは特許共有者として登録簿に登録し,権原の由来の証書又は事実の詳細を記入,又は
- (b) この者が当該出願若しくは特許のその他の利益に権原を有することに納得する場合は、この者の権利の通知について、これを創設した証書(存在する場合)の詳細と共に記入。
- (4) 譲渡抵当権、ライセンス又はその他の証書により、公開された特許出願又は特許における利益を何人かが有する旨の登録簿への登録については、当該特許出願人又は当該特許所有

者として登録された者により所定の方法で申請が行われ、当該利益が終了したことに長官が納得したときは、長官は、これを取り消すことができる。長官がこれに納得する場合は、当該登録の取消を登録簿に注記する。

- (5) 特許出願の共有及び特許の共有に関する本法の規定に従うことを条件として、かつ、通知が登録簿に登録された他の者に付与された権利にも従うことを条件として、特許出願人又は特許所有者として登録された者は、当該出願又は特許に基づくライセンスを譲渡し、付与し又はその他、当該出願若しくは特許を処分する権限を有し、また、当該譲渡、許諾若しくはその処分に対する対価の有効な受領書を与える権限を有する。ただし、当該出願又は特許に関する衡平法上の権利は、他の動産に関して生じる衡平法上の権利と同様に強制することができる。
- (6) 本法に基づく規則により、当該証書、ライセンス及びその他所定の書類の謄本を庁へ提出するために本条の適用上、長官へ提出することを要求することができる。
- (7) 第86条に基づく登録簿を訂正すべき旨の申請を除き,(3)に基づいて登録簿へ登録されなかった書類は,裁判所が命令するときにのみ,当該裁判所において特許出願若しくは特許に対する何人かの権限又は特許出願若しくは特許の持分又は権利についての証拠として認められる。
- (8) 特許が付与される前は何時でも、所定の方法により作成された請求により、出願人又はその他の各出願人が行う譲渡若しくは契約により又は第81条に基づく裁定により、当該特許が付与されたならば、請求人が特許に対し又は特許出願人の利益に対し又は当該特許若しくは当該利益の未分割の持分に対して権限を有する筈であったことに長官が納得する場合は、長官は、その出願については、要求される場合に応じて、請求人の名称又は当該請求人及び出願人の名称又は当該他の各出願人の名称において、これを処理すべき旨を指示する。ただし、他の共同出願人の各人が同意する場合を除き、2以上の共同特許出願人のうちの1が行う何らかの譲渡又は契約により、如何なる前記の命令も行ってはならない。

## 第86条 登録簿を訂正する裁判所の権限

- (1)(7)に従うことを条件として、高等裁判所は、登録簿に挿入されず又は記入の不作為若しくは十分な根拠なく登録簿に記入され又は登録簿に不正な記入が残され又は登録簿の記入に誤記若しくは欠陥があることにより不服と思う者の所定の方法による申請により、適切と認める記入を行い、記入を抹消し若しくは変更を命令することができる。
- (2) 高等裁判所は本条に基づく手続において登録簿の訂正に関連して裁定することが必要又は便宜である疑義について裁定することができる。
- (3) 本条に基づく申請の所定の通知は長官へ送られるものとし、長官は高等裁判所に出廷し、かつ、そのときに審理を受ける権利を有し、また、当該高等裁判所がその旨を命令するときは出廷しなければならない。
- (4) 高等裁判所が別段の命令をしない限り、長官は、高等裁判所に出廷し、かつ、審理を受ける代わりに、争点となる事項に関する自己の処理若しくは同様の事項に影響する自己が与えた決定の理由又は同様の事例についての庁の慣行又は当該争点に関係する事項の詳細であって、長官としての知見の範囲内で自己が適切と認めるものを示す自らが署名した陳述書を高等裁判所に提出することができる。また、当該陳述書は当該訴訟において証拠の一部を構成するものとみなす。

- (5) 特許出願若しくは特許の登録又は移転に詐欺行為がある場合は、長官は、本条に基づいて自己の職権で高等裁判所に申請を行うことができる。
- (6) 登録の訂正についての高等裁判所の如何なる命令も、所定の方法により長官への当該訂正の通知の送達について定める。また、当該通知の受領により長官は、当該通知が関係する命令の条件に従って登録を訂正する。
- (7) 本条に基づく(長官による申請以外の)如何なる申請も、申請人の選択により最初に長官へ行うことができる。また、このような場合は、長官は本条に基づいて当該事項を決定する高等裁判所の全ての権限を有する。

# 第87条 長官の証明書及び証拠書類の認証謄本

- (1) 本法により又は本法に基づいて制定された規則により長官が履行することを授権されている登録、事項又は事柄につき長官の管理下にある証明書は、行われた登録及びその内容について又は該当する場合は登録した若しくは登録せずに残された事項若しくは事柄についての一応の証拠とする。
- (2) 長官又は長官の幹部職員が証明し、長官の印章を押捺した謄本若しくは抄本及び庁における特許出願、特許若しくはその他の書類又は帳簿の謄本若しくは抄本又は庁の保管になる登録簿の謄本若しくは抄本は、追加の証明又は原本を提出することなく、全ての法的手続において一応の証拠として認められる。

# 第88条 特許出願及び特許に関する情報及び閲覧

- (1) 第28条に基づく特許出願の公開後,長官は,所定の方法により請求され,かつ,所定の手数料が納付されたときは,当該請求人に所定の情報を与えるものとし,その者に,所定の制限に従うことを条件として,当該請求書に特定された出願又は当該出願により付与された特許に関する書類の閲覧を許可する。
- (2) (3)に従うことを条件として、特許出願が第28条により公開されるまで、当該出願を構成し又はこれに関係する書類若しくは情報は、出願人の同意なく長官が公開し又は何人かに伝達してはならない。
- (3) (2)は、長官の次の履行を妨げるものではない。
- (a) 欧州特許条約に基づいて欧州特許庁へ送達する義務のある情報を同庁へ送付すること,
- (b) 未公開の特許出願について所定の書誌的情報を公開し又は伝達すること, 又は
- (c) 未公開の特許出願が取り下げられたか否か又は取下とみなすか否かについての情報を与えること

## 第89条 調査の請求

長官は、所定の方法により、かつ、所定の手数料を納付して請求した者に、当該請求人が指定し、現に本条の適用上規定されている書類の範疇の中で製品、方法又は器具に関する調査をさせることができる。また、この調査結果をその者に提供させることができる。

# 第 VIII 部 長官又は裁判所に対する手続

# 第90条 長官による裁量権の行使

本法により又は基づいて長官に裁量権が与えられている場合は、長官は、特許出願人、特許 所有者又は長官に対する手続の当事者に当該裁量権の行使について審問を受ける機会を与え ることなく、当該出願人、所有者又は当事者に不利に当該権限を行使してはならない。

# 第91条 費用及びその担保

- (1) 長官は本法に基づいて自己が扱う手続において自己が合理的と認める費用(存在する場合)について当事者への支払を命令し、如何なる方法により及び如何なる当事者が当該費用を支払うべきかを命じることができる。また、当該命令は裁判所の規則とすることができる。
- (2) 本法に基づいて長官へ異議申立を通知し又は特許の取消若しくは特許に基づくライセンスの許諾を申請し又は本法に基づく長官の裁定に対する上訴の通知を受けた当事者の何れかが、アイルランド又は所定の他国に居住せず又はその地で事業を行わない場合は、長官又は上訴の場合の高等裁判所は、当事者に当該手続の費用に対し担保の提供を要求することができる。また、本項に基づく要件に従わないときは、長官又は該当する場合の高等裁判所は、当該異議申立、申請又は上訴は放棄されたものとして扱うことができる。

# 第92条 長官に提出する証拠

- (1) 本法又はその他の法規に基づいて長官の処理する手続において、別段の指示がない場合は誓約書により証拠を提出しなければならない。ただし、長官がそうすることを正当と認める場合は、長官は、当該誓約書による証拠に代え又はこれに加えて口述証拠を採用することができる。
- (2) (1) に従う誓約書は、上訴の場合は、宣誓供述書による証拠に代えて使用することができる。ただし、そのように使用の場合は、当該誓約書は、宣誓供述書による証拠の全ての付随条件及び結果を有するものとなる。
- (3) 長官は、本法により又はその他の法規により自己に与えられた職能の目的で、次の事柄の全て又は何れかをなすことができる。
- (a) 証人を自己の面前に召喚すること
- (b) 自己の面前に証人を出頭させ(自己が執行する権限を有する)宣誓又は確約をさせた上で尋問し又は宣誓若しくは確約の上で尋問することを許可すること
- (c) 提出することが自己の権限内である当該手続に関連する書類を自己に提出するよう証人に要求すること
- (d) 誓約書により若しくは口頭で与えられた証拠の代わりに又はこれに加えて宣誓供述書若 しくは他の宣誓証言による証拠の提出を許可すること
- (4) 本条に基づく証人喚問状は長官が署名する。
- (5) 長官に召喚された証人は、高等裁判所に召喚された証人であるのと同じ免責及び特権を付与される。
- (6) 何人も、
- (a) 長官の面前に証人として適法に召喚され、その出頭を怠る場合、又は
- (b) 証人として出頭した場合は、長官が適法に要求する宣誓若しくは確約を拒絶し又は提出

することが長官の権限内であって長官がこの者に提出するよう要求した書類の提出を拒絶し 又は長官が答弁を正当に要求することができる質問に答弁することを拒絶する場合は, この者は有罪とし、陪審によらない有罪判決によりクラス C の罰金に処せられる。

## 第93条 長官に対する弁論権

本法に基づき長官が扱う手続の当事者は、弁護士若しくは事務弁護士又は第 X 部の趣旨の範囲内で登録簿に現に登録されている特許代理人によることができ又は自身で長官の面前に出頭し又は第 106 条(3)が適用される者であって当該当事者が自己の代理を希望するその他の者の代理によることができる。

# 第94条 特権付通信

- (1) 本条が適用される通信は、顧客及び事務弁護士間の通信がアイルランドの裁判所が扱う手続において免除されるのと同じ範囲まで手続(欧州特許条約又は PCT 条約に基づく長官又は所轄当局が扱う手続を含む)における開示を免除される。
- (2) 本条は、発明、特許、意匠若しくは技術情報の保護に関する如何なる事項又は詐称通用を意味する如何なる事項に関しても、次の通信に適用する。
- (a) ある者又はこの者の代理として行動する者と事務弁護士又は特許代理人若しくはこの者の代理として行動する者との間での通信,又は
- (b) 何人も事務弁護士又は特許代理人に説明する目的で求める情報を入手する目的での又は この情報の請求に答えるための通信
- (3) 本条でいう「特許代理人」とは、
- (a) 特許代理人登録簿に特許代理人として登録されている者,
- (b) アイルランドにおいて特許代理人として適法に営業中の会社若しくはパートナーシップ,
- (c) 第106条(3)に該当する者,又は
- (d) 第125条(1)若しくは(3)に記載の条件を充足する者若しくはパートナーシップ

## 第95条 裁判所補佐人

- (1) 特許の侵害若しくは取消の訴訟若しくは手続又は本法に基づくその他の手続において, 裁判所は適切と認めるときは,当該手続の全当事者の請求に基づき裁判所の意見により特別 に適格とされた裁判所補佐人の助力を求めることができ,また助力を求めるものとし,かつ, その者の助力を得て事件の全部又は一部を審理する。
- (2) 最高法院は、適切と認めるときは、特許出願又は特許に関して同法院が扱う如何なる訴訟においても、前記裁判所補佐人の助力を求めることができる。
- (3) 本条に基づいて裁判所補佐人に支払うべき報酬は、これがある場合は、裁判所又は該当する場合の最高法院が決定するものとし、本法の執行での当該大臣により負担される支出の一部として支払われる。

## 第96条 長官の裁定に対する上訴

- (1) 高等裁判所への上訴は,第 22条(2)又は第 28条(5)に基づく裁定以外の長官の裁定又は命令に対して成立する。
- (2) 公開されなかった特許出願に関する本法に基づく上訴は、非公式に審理される。

- (3) 本法に基づく如何なる上訴においても、長官はその裁定を擁護して、出廷すること又は代理を立てること、かつ、聴聞を受けることができるものとし、また、高等裁判所に指示されたときは、出廷しなければならない。
- (4) 本法に基づく如何なる上訴においても、高等裁判所は、当該上訴が提起された手続において長官が行使できた筈の如何なる権限も行使することができる。
- (5) 本法に基づく上訴を遂行するための裁判所規則には、高等裁判所を補助する科学顧問を指名するための及び当該顧問の職能を規制するための規定を含めることができる。また、当該科学顧問の報酬は、アイルランド議会が提供する金額から支払われる。
- (6) (a) 本法に別段の定めがある場合を除き、また、(b)に従うことを条件に、高等裁判所の許可による場合を除いて、長官の命令若しくは裁定に対して提起された上訴は、上訴された当該命令若しくは裁定の日に始まる3月の期間内に高等裁判所に通知が与えられない限り、受理されない。
- (b) 長官が裁量権を行使して下した命令又は決定の根拠を記載した書面が、裁判の当事者によって所定の方法及び所定の期間内に要求された場合、3月の期間は、書面が要求した当事者に提供された日から始まる。
- (7) 本条に基づく高等裁判所の決定に対する最高法院への上訴は、法律上の疑義に限り成立する。
- (8) 本法に基づく上訴において、長官は報酬を受けてはならず又は費用の支払の命令を受けない。

# 第 IX 部 長官:補充規定

# 第97条 長官の任命

- (1) (a) 政府は適時,任命時に政府が定める条件で5年の任期で長官職となる者を任命する。
- (b) (a) に基づいて任命された者は、罷免以外の理由でその者の任期が満了した場合には再任の資格がある。
- (c) (a) 及び(b) に拘らず、長官職に任命された者は65歳に達した時点で定年とする。
- (d) (a), (b)及び(c)の規定を害することなく、本条施行の直前に長官の職にあった者は、その者をその職に任命した時に政府が定めたものと同じ条件に基づいて、その職を維持するものとし、その条件には、老齢者年金等の支給金又は退職金を含める。
- (2) 長官は財務大臣が定める報酬を受領する。
- (3) 長官は任命時に健康であることを条件とし、かつ、長官が公務員任用委員からの証明書なしに任命されたことに拘らず、長官はその任期中、アイルランドの公務員に採用されたものとみなされる。
- (3A) 庁は、所轄大臣が随時指定するアイルランド国内の場所に置かれ、長官職の職務は、その場所で遂行されるものとする。ただし、所轄大臣が随時書面で指定する例外に従うことを条件とする。
- (4) 長官が一時的に職責の履行が不可能となり又は公職が空席となった場合は、所轄大臣は 当該職責の不能又は空席の間、長官の職責を遂行する者を任命することができる。また、任 命された各人は、当該任命が有効である限り、本法に基づく及び法律が別途に定める通りの 長官の全ての権限を有するものとし、所轄大臣が財務大臣の認可を得て指示する報酬を受領 する。
- (4A) (1)に拘らず、政府は、体調不良により若しくは所定の不正行為により長官の職務を効果的に遂行することができなくなった者又はその者の罷免が政府にとり長官の効果的な職務遂行のために必要と認める者の長官職からの罷免をすることができる。
- (5) 本法又はその他の法規に基づき、長官により又は長官に対して行うよう指示された行為又は事項は、所轄大臣が権限を与えた幹部職員により又は幹部職員に対して行うことができる。
- (6)(5)に基づく授権に関する条件は次の通りとする。
- (a) 授権には、所轄大臣が定める指示に従うよう条件づけることができる、及び
- (b) 所轄大臣はいつでもそれを修正すること又は取り消すことができる。

## 第98条 長官の幹部職員の任命

- (1) 長官の幹部職員は、所轄大臣により任命されるものとし、当該大臣が財務大臣の許可を得て必要とみなす数の幹部職員とするものとし、それらの者は財務大臣が許可する条件で公職を保持し、金額及び方法により報酬を受ける。
- (2) 長官及びその幹部職員の給与又は報酬及び財務大臣が許可する本法を執行するためのその他の支出は、アイルランド議会が提供する金銭から支払われる。
- (3) 本条の施行直前に長官の幹部職員であった者は(本法の規定に従うことを条件として)その時までと同じ条件で本法に基づいて公職を継続する。

# 第99条 手数料

- (1) 財務大臣の許可を得て所轄大臣が随時定める手数料は、特許の出願及び付与並びに更新に関する事項又は長官の職能の範囲に該当するものとして法が定めるその他の事項に関して長官の請求により支払われる。
- (2) 本条に基づいて長官が請求する全ての手数料は、財務大臣の同意を得て所轄大臣が定める方法により徴収され、かつ、計上される。
- (3) 1879 年官公庁手数料法は、本条に基づいて納付を要する手数料には適用されない。

# 第100条 公報及び情報の公告

- (1) 長官は特許庁公報として知られる公報(本法では「公報」という)を定期的に発行するものとし、当該公報には、公報に公告するために本法又はその他の法律が指示する全ての事項及び特許又は特許出願に関して長官が有用かつ重要と認める事項及び情報及び本法又はその他の法律に基づいて長官が責任を有するその他の事項も含める。また、如何なる法規においても「工業及び商業所有権に関する公報」への言及は、それぞれ公報への言及を含むものと解釈する。
- (2) 長官は公告の準備をすることができ、発明、意匠、特許、商標、著作権並びに特許及び商標出願に関して有用かつ重要と認められる事項、記録及び情報については、当該事項、記録若しくは情報がアイルランド内で又は他国から生じたか否かに拘らず、これを公告することができる。
- (3) 長官は、法律により発行又は公告を指示された全ての書類の謄本を販売する規定を制定するものとし、長官が法律により公告することを授権されているその他の書類、情報又は記録の謄本の販売に関して便宜であるとみなす規定を制定することができる。

# 第101条 免除される一定の報告

本法により定められる場合又は所轄大臣が規定する場合を除き、本法又は長官が施行上の責任を有するその他の法規に基づいて行われた長官及びその幹部職員の報告は、公告しない又は公衆の閲覧に供さないものとし、如何なる法的手続においても提供又は閲覧の義務を有さない。ただし、当該法的手続において開示を命令する権限を有する裁判所又は幹部公務員が当該報告書の提供若しくは閲覧が正義のために望ましく、また許されるべきことを証明するときは、この限りでない。

#### 第102条 長官は法務総裁に助言を求めることができる

長官は本法若しくは長官が施行上の責任を有するその他の法規の規定の施行から生じる疑義又は困難の場合は、当該事項につき法務総裁に助言を求めることができる。

# 第103条 年次報告

- (1) (2)から(4)までに従うことを条件として、長官は、可能な限り速やかに、ただし、如何なる場合であっても各年度の終了後5月以内に、以下に基づき長官の活動について所轄大臣に書面で報告するものとする。
- (a) 本法, 及び
- (b) 長官が施行上の責任を有する他の各法令

- (2) 報告書は、対象とする各年度に関し、本法又は(1)(b)にいう他の法令に基づき又はその適用上当該年度に作成された全ての規則の詳細、及び本法又は当該他の法令に基づいて受領され、支払われた全ての手数料、給与、手当その他の金銭の明細を含んでいなければならない。
- (3) 所轄大臣は、報告書の謄本が、報告書が対象とする年度の終了後6月以内にアイルランド議会の各院に提出されることを保証する。
- (4) 本条の如何なる規定も、長官の意見により本法又は(1)(b)にいう他の法令に基づく長官の職務遂行を害する虞がある情報を、報告書に含めるよう長官に要求するものと解釈してはならない。

# 第104条 就業時間及び非就業日

- (1) 第114条に基づいて所轄大臣が制定した規則により、本法に基づく業務又は法律により長官の職能とされている他の業務若しくは何れかの種類の当該業務の公衆による取引の目的で、如何なる日でも庁を閉庁とみなす時間を規定することができ、また、当該目的で非就業日を規定することができる。
- (2) 当該種類の業務に関して就業日の前記の規定された時間後又は非就業日である日に本法に基づいて行われた業務は、非就業日でない翌日になされたものとみなす。また、本法により何事かをなす期間が非就業日に満了する場合は、当該期間は非就業日でない翌日まで延長される。

# 第 X 部 特許代理人

# 第105条 委任された代理人が行う行為

- (1) 第109条(2)又は第114条に基づく規則に従うことを条件として,特許若しくは特許に関する手続又は特許の取得に関連して何人かにより又は何人かに対し行為が本法に基づいて行われるべき場合は,当該行為は所定の方法により適法に委任されたその者の代理人(本法では「特許代理人」という)により又はその代理人に対しなすことができる。
- (2) 特許代理人として行動することを(1)に基づいて他人により適法に委任された者は(特許代理人及び当該他人との間の何らかの契約における別段の規定に従うことを条件として),長官及び当該他人に通知し,当該他人のために特許代理人として行動することを辞めることができる。

# 第106条 特許代理人であることの無権主張

- (1) 本条の施行直前に特許代理人登録簿として知られた登録簿は,継続して,登録簿であり,かつ,長官により保管されるものとする(本登録簿は「登録簿」という)。
- (2) 本条の次の規定に従うことを条件として、
- (a) アイルランドに居住する者は、その者が現に登録簿に登録されている場合を除き、特許 代理人としての業務を行ってはならない。
- (b) 営利のために行動する者は、その者が現に登録簿に登録される場合を除き、登録弁理士若しくは特許代理人として業務を行い、名乗り若しくは自己を提示してはならない。また、そのように名乗り、若しくは提示することを許可してはならない。
- (3) (2) に拘らず, ただし(3A)から(3D)までに従うことを条件として, EEA 加盟国(アイルランドを除く)に居住する者であって, 当該国の法律に基づいて当該国において特許代理人として行動する資格を有する者は,
- (a) 特許,特許に関する手続又は特許の取得に関連して,他人のために特許代理人として業務を行うことができ,
- (b) したがって, 第105条(1)にいう委任の対象となることができる。
- (3A) ある者が、特許、特許に関する手続又は特許の取得に関連して、長官に対して他人の代理として、(3)に基づいて最初に行動する前に、その者は、次のことに関する所定の証拠を長官に提出する。
- (a) その者が他の EEA 加盟国に居住する者であること
- (b) その者が当該国の法律に基づいて当該国において特許代理人として行動する資格を有すること,及び
- (c) 次の何れかのうち適切なもの
- (i) その者の国籍, 又は
- (ii) その者が(3E)にいう「人」の定義の(b)に該当すること
- (3B) 特許,特許に関する手続又は特許の取得に関連して他人の代理として,(3)に基づいて 行動する場合,その者は該当する専門職の称号(存在する場合)を使用しなければならない。 ただし,アイルランドにおけるその使用は,次の要件に従うものとする。
- (a) 称号を、公用語又は(3)にいう EEA 加盟国の公用語の1つで表記すること、及び
- (b) 称号を表記する言語がアイルランドの公用語でもある場合は、称号の使用は、その者が

本法に従って登録された特許代理人であることを示すと理解されるようなものでないこと

- (3C) 関係する称号の使用が、関係する者が特許代理人として居住する者である EEA 加盟国の表示を伴う場合は、(3B)(b)を遵守していれば十分である。
- (3D) 該当する専門職の称号がない場合は、その者は、(3B)にいう行為を行う際、その者が該当する資格を有するものとし、かつ、それらの資格を公用語又は(3)にいう EEA 加盟国の公用語の1つで表記しなければならない。
- (3E) 本条において,

「人」に関して「該当する専門職の称号」とは、その者が(3)にいう EEA 加盟国において特許 代理人として行動する資格を有することにより、その者が当該国で使用する権限がある専門 職の称号を意味する。

「人」に関して「該当する資格」とは、その者が、(3)にいう EEA 加盟国の法律に従って、当該国において特許代理人として行動する資格を得るために有すべき資格を意味する。

「人」とは次のことを意味する。

- (a) 個人の場合は、EEA 加盟国の国民、及び
- (b) 個人ではない者の場合は、EEA 加盟国の法律に従って構成され、かつ、EEA 加盟国内に登録事務所、中央事務局又は主たる事業所を有する、(欧州共同体設立条約第 48 条の趣旨の範囲内における)会社又は事務所
- (4) 死亡した特許代理人の法定の人格代表者は、死亡した特許代理人の事業又は業務を管理するために裁判所により委任され又は自己のために事業若しくは業務を管理することを委任された他人を雇用するときは、当該特許代理人の死亡から3年を超えない期間又は裁判所が許可する追加期間(存在する場合)、当該死亡した特許代理人の事業又は業務を履行することができる。
- (5) 本条の規定に違反する者は有罪とし、陪審によらない有罪判決により、初犯の場合はクラスDの罰金及び累犯の場合はクラスCの罰金に処せられる。
- (6) 1851 年治安判事小法廷法第 10 条(4)に拘らず,本条に基づく違法行為に対する訴訟は, 当該違法行為の日から 12 月以内の何時でも提起することができる。
- (7) 本法における如何なる規定も、特許に関連し又は特許若しくはこれの取得に関する手続に関連して事務弁護士がこれまで参加した本法に基づく訴訟への事務弁護士の参加を禁じるものと解釈してはならない。
- (8) 特許代理人は、(法律上の資格のない者が報酬を得て一定の証書を作成することを禁じる)1954年事務弁護士法第58条に基づいて、当該特許代理人が長官若しくは裁判所に本法に基づく手続における使用のための証書又は(証書でない)書類であって、特許出願をする権利又は特許出願若しくは特許における財産権を移転するものをこの者が作成したという理由のみによっては、有罪としてはならない。

# 第107条 特許代理人として登録される資格

- (1) 何人も,
- (a) アイルランド又は EEA 国に居住する者,
- (b) アイルランド又は EEA 国において事業所を所有する者、
- (c) 所定の教育的, 専門的能力を有する者, 及び
- (d) 所定の条件に従う者であって,

登録簿に登録される資格を有する者及び当該資格のある者は, 所定の様式及び方法による申請及び所定の手数料の納付により, 登録される。

(2) 本法施行の直前に 1964 年法に基づいて登録簿に名称を登録されていた者及びパートナーシップは、登録簿に登録されているものとみなす。

# 第108条 特許代理人登録簿からの削除又は特許代理人登録の停止

- (1) 登録簿からの削除を長官へ申請した既登録人は、長官が削除することができる。
- (2) 長官の意見により、既登録人が登録の資格を失い又は特許代理人の資格がある当該人に不名誉な行為があるとして有罪となった場合は、長官は、この者の名称を登録簿から消去すべき旨又は指定期間中、登録簿におけるこの者の名称の登録が効力を有さない旨を決定することができる。ただし、如何なる決定もこの者に聴聞を受ける機会を与えることなく行ってはならない。
- (3)(2)に基づいて決定する場合は、長官は直ちに、決定に関係する者に、登録簿に記されたその者の住所に宛て当該決定、決定日及びその理由を述べた通知書を郵送する。
- (4) 所定の方法により長官に通知することにより、本条に基づく決定に関係する者は、決定日に始まる21日以内に当該決定の取消を高等裁判所に申請することができる。また、その者が当該申請をしたときは、
- (a) 高等裁判所は、申請を審理するに当たり、次の何れかを行うことができる。
- (i) 当該決定を取り消すこと,又は
- (ii) 長官が当該人に関して本条に基づいて決定することが適切であったことを宣言すること,かつ,(高等裁判所が適切とみなす場合)その者の名称の登録簿からの消去を長官に指示するか又は(高等裁判所の決定後7日を超える日に始まる)指定期間中,登録簿における当該人の名称の登録が効力を有さない旨を指示するかの何れかをすること
- (b) 長官が何時でも、当該人が当該申請手続において不当に遅延したことを高等裁判所に納得させた場合は、高等裁判所は、別段の十分な理由を認めない限り、長官が当該人に関して本条に基づいて決定することが適切であったことを宣言し、かつ、(高等裁判所が適切とみなす場合)その者の名称の登録簿からの消去を長官に指示するか又は(高等裁判所の決定後7日を超える日に始まる)指定期間中、登録簿における当該人の名称の登録が効力を有さない旨を指示するかの何れかを行う。
- (5) 長官は費用を受領しないものとし又は本条に基づく申請の費用を支払うことを命令されない。
- (6) 本条に基づく長官の決定に関係する者が、その決定日に始まる 21 日の期間内に当該決定の取消を高等裁判所に申請しない場合は、長官は、一方的に高等裁判所に当該決定の確認を申請することができる。また、長官がその旨を申請する場合は、当該申請を審理するに当たり高等裁判所は、別段の十分な理由を認めない限り、これに従って宣言するものとし、かつ、(高等裁判所が適切とみなす場合)その者の名称の登録簿からの消去を長官に指示するか又は(高等裁判所の決定後 7 日を越える日に始まる)指定期間中、登録簿にある当該人の名称の登録が効力を有さない旨を指示するかの何れかを行う。
- (7) 高等裁判所又は最高法院の許可により、長官若しくは関係する者による当該決定に対する上訴が法律の特定された疑義に関して最高法院への提起が成立する場合を除き、本条に基づく申請に関する高等裁判所の決定は最終とする。

- (8) (a) 登録簿からある者の名称を消去する場合は、長官は直ちに、当該人に登録簿に記されたその者の住所に宛て当該消去について郵便料前払の通知書を郵送する。
- (b) 指定期間中は登録簿におけるある者の名称の登録が効力を有さない旨の指示が本条に基づいて与えられた場合は、長官は、当該期間の開始前に、当該人に登録簿に記されたその者の住所に宛て当該命令について郵便料前払の通知書を郵送する。
- (9) 登録簿から消去された者の名称は、他の手段でなく長官の指示により何時でも登録を回復することができる。また、ある者の名称が登録簿に回復された場合は、長官は、その回復に適切と認める条件(当該人が初めて登録したときに、登録に納付を要した筈の手数料を超えない手数料の納付を含む)を付すことができる。
- (10) 登録簿におけるある者の登録が指定期間の間、本条に基づいて効力を停止する場合は、長官は適切と認めるときは、当該人が行う申請に基づいて、指示により当該停止を終了させることができる。

# 第109条 特許代理人に関する規則

- (1) 所轄大臣は、代理人登録簿の管理に関する規則を制定することができ、また、当該規則によって、第107条又は第108条において言及される事項を規定することができる。特に、
- (a) 当該登録簿における登録にとって適格となるための教育及び専門職資格並びに条件(国籍又は市民籍に関する条件を含む)並びに登録簿に登録されている者が、当該規則において定めることができる特許取得に関連する業務に関して課すことができる費用の最高額を規定することができる。
- (b) 登録簿の登録において適格となるために、パートナーシップ、法人又は非法人団体により充足されるべき条件であって、次のことに関する条件を含むもの
- (i) パートナーシップ, 法人又は非法人団体としての設立の証拠
- (ii) EEA 加盟国(アイルランドを除く)に居住する者である特許代理人が当該国の法律に従って特許代理人として行動している証拠
- (iii) パートナーシップ,法人又は非法人団体がアイルランドにおいて特許代理人の業務を遂行している証拠
- (c) 当該規則において定めることができる特許の取得に関連する業務に関して登録簿に登録されている者に請求することができる手数料の上限
- (2) 本条に基づく規則により、第106条の要件を充足しない者を本法に基づく業務に関して代理人として承認することを拒絶する権限を長官に授けることができる。

# 第 XI 部 雑則

# 第110条 誤記の訂正

- (1) (a) 長官は、本条の規定に従って特許明細書、特許願書又は当該出願に従って提出された書類の言語上の誤記、転写の誤記、事務的誤記若しくは錯誤又は登録簿の誤記を訂正することができる。
- (b) (a)により長官に付与された権限には、第86条(7)により付与された権限を付加する。
- (2) 訂正については、本条に従って関係人により所定の方法で行われ、所定の手数料を添えた請求により又は当該請求なしに、これを行うことができる。
- (2A) 長官が特許出願取下げにおける誤記又は錯誤の訂正を請求され、出願が第 28 条に基づいて公開され、かつ、取下げの詳細が長官により公表されている場合は、長官は請求の通知を公報に公告する。
- (2B) 長官が(2A)に従って通知を公告した場合は、何人も所定の期間内に請求に対する異議申立の通知を長官に対し行うことができる。
- (2C) (2B) に従って異議申立の通知がなされた場合は、長官は、請求をした者に通知し、当該 事項について決定する。
- (2D) 長官が本条に基づいて特許出願取下げにおける誤記又は錯誤の訂正の請求を許可する旨を決定し, (2A)に従って請求の通知が公報に公告された場合は,長官は出願の回復を命令し,回復の通知を公報に公告する。
- (3) 長官が(1)にいう訂正を行うべき旨の提案をする場合又は訂正を行うべき旨の請求が行われた場合であって, (2A)の特許出願取下げにおける誤記又は錯誤の訂正請求以外の場合, 当該事項を決定する前に,長官は当該提案又は請求の通知については,特許所有者又は場合により特許出願人及び請求人以外で長官にとり関係人と認められる者に対し,これを与える。

# 第110A条 第110条に基づく取り下げられた出願の回復の効果

- (1) (a) 長官が特許出願取下げにおける誤記又は錯誤の訂正を請求され,
- (b) 請求に従って特許出願が回復した場合は、次の規定を適用する。
- (i) 出願の取下げからその回復までの期間に出願に基づき又は出願に関してなされた如何なる事柄も有効なものとして扱われ,
- (ii) 長官が第110条(2A)にいう請求の通知を公告した場合は,(i)にいう期間になされた如何なる事柄であって,出願が取り下げられていなければ,出願の公開により付与された権利の侵害を構成した筈の事柄は,それらの権利を侵害する以前の行為の継続又は反復であるものとしてそれらの権利の侵害として扱われ,
- (iii) 長官が第110条(2A)にいう請求の通知を公告した場合であって、出願の取下後かつ通知の公告前に、何人かが、
- (I) 取下げがなければ出願の公開により付与された権利の侵害を構成した筈の行為を善意で 開始し、又は
- (II) 善意で、当該行為を行うための効果的かつ真摯な準備を行った場合には、 その者は、(2)により付与される権利を有する。
- (2) (1)(iii)にいう者は、出願の回復及び特許の付与に拘らず、関係する行為を継続して行う権利又は場合により当該行為を行う権利を有する。

- (3) (2) は, (1) (iii) にいう行為においてうライセンスを何人かに許諾することには適用されない。
- (4) 業として, (1)(iii)にいう行為が行われ又は当該行為を行う準備がなされた場合, (2)により与えられた権利を有する者は,次のことができる。
- (a) 当該事業において、現に存在するその者のパートナーの何れかに当該行為を行うことを 許可すること、及び
- (b) 当該行為が行われた又は当該行為を行う準備がされていた過程で事業の当該部分を取得する者に、当該権利を譲渡し又は死亡により(法人の場合は法人の解散により)当該権利を移転すること
- (5) 何人かが(2)又は(4)により付与された権利を行使して製品を他人に譲渡した場合は、当該他人及び当該他人を通じて権利を主張する者は、出願人により製品が譲渡されたのと同じ方法で製品を取り扱う権限を有する。

# 第111条 登録簿の虚偽記入等

何人も本法に基づいて保存する登録簿に虚偽の記入を行い若しくは行わせ又は偽って登録簿の記入事項の謄本であると主張する書面を作成し若しくは作成させ又は虚偽の記入若しくは書面と知りながら当該書面を証拠として作成し若しくは提出し又は作成させ若しくは提出させたときは、この者は有罪とし、陪審によらない有罪判決によりクラス C の罰金又は裁判所の裁量により 6 月以下の拘禁に処され又は当該罰金及び拘禁を併科される。

## 第112条 特許権の無権主張

- (1) 何人もこの者が販売する製品が特許を付与されている旨を虚偽に表明する場合は、この者は有罪となり、陪審によらない有罪判決によりクラスCの罰金の処せられる。
- (2) 本条の適用上,「特許」若しくは「特許を付与された」の語又は製品に特許を付与された旨を表示し又は意味する何らかの語を押印し,刻印し若しくは印刷し又は他の方法で利用した製品を販売する者は,当該製品に特許が付与されたことを表示するものとみなす。

# 第113条 庁との公式関係を有する旨の虚偽表示

何人もその事業所又はこの者が発行した書類又はその他に当該事業所が公式に庁と関係があるか若しくは庁であることを示唆する何らかの語を使用したときは、この者は有罪とし、陪審によらない有罪判決によりクラスDの罰金に処せられる。

## 第114条 規則を制定する大臣の権限

- (1) 所轄大臣は、(裁判所規則に定めるのが適切である事項に関する場合を除き)本法の規定に従うことを条件として、規則を制定することができ、また、長官が便宜と認める次の事柄を行うことができる。
- (a) 特許出願の様式及び内容並びに庁に提出するその他の書類を規定し、かつ、当該書類の 提出用の謄本を請求すること
- (b) 長官の取り扱う手続又はその他の事項に関連して従うべき手続を規制すること及び手続の不備の更生を許可すること

- (c) 当該手続若しくは事項に関連して又は庁による役務の規定に関連して納付すべき手数料 を請求すること及び所定の情況において手数料の免除を規定すること
- (d) ある者について, 第 X 部の趣旨の範囲内で, 現に登録簿に登録された特許代理人が代理し, かつ, 本法に基づく手続において当該特許代理人を通して行動することが請求される情況を規定すること
- (e) 本法による又は基づく手続に関連してなすことを求められる事柄をなす期限を規定する こと及び本法に定める期間の変更を規定すること
- (f) 期間を計算する方法を規定すること
- (g) 長官が本法により公表することを請求され又は授権される事柄の公表, 販売及び内容を 規制すること
- (h) 特許出願人及び特許所有者並びに公共機関,団体及び協会(アイルランドの内外を問わない)に対し本法に基づいて行われる公告の謄本を交付することを規制すること
- (i) 特許登録簿及び(d)にいう登録簿を維持し保管することを規制すること
- (i) 本法の規定にいう事項又は事柄を規定すること
- (k) 第1 附則の 9. により若しくはその他本法によりなすことを授権され若しくは請求され又は本法においてその旨が述べられ若しくは本法に基づく規則によりなすことを請求される如何なる事柄をもなすこと
- (1) 一般的に庁の業務及び本法により長官の指揮又は監督下に置かれる事柄を規制すること
- (2) (1) の規定を害することなく、長官は自己にとり適切であると認める本法を有効にする手続を採用することができる。

## 第115条 郵送による通知の送達等

本法により若しくは基づいて送付を請求され又は許可される通知及び同じく作成又は提出を請求され若しくは許可される申請又はその他の書類は、郵送又はその他所定の手段により送付し、作成し又は提出することができる。

## 第116条 法律に基づき没収される物品

本法の如何なる規定も、アイルランドの権利又はアイルランドから直接若しくは間接に権限が派生する者の関税法又は消費税に関係する法規に基づいて没収された製品を販売若しくは使用する権利に影響を及ぼさない。

#### 第117条 領域保護の範囲

疑義を回避するため、本法については、次の海域、すなわち、アイルランドの領海、アイルランドの内海又は内水が 1959 年海事管轄権法第 5 条により拡大された海域の全領域及び現に 1968 年大陸棚法第 1 条の趣旨の範囲内での指定地域である領域の何れかの海域に、これを適用することを本法により宣言する。

## 第118条 大臣、長官及び幹部職員の公務についての免責特権

所轄大臣、長官及び当該大臣又は長官の幹部職員の何れも、

(a) 本法若しくはアイルランドが当事国である条約又は国際協定に基づいて付与された特許 の有効性を保証してはならない。又は (b) 本法又は条約若しくは協定の規定に基づいて実施された調査,審査若しくは取調べ又は 当該調査,審査若しくは取調べの結果の報告書,伝達又は手続を理由とする又は関連する如 何なる責任も負わない。

# 第1184条

- (1) 特許出願人又は特許所有者が、長官が指定した期限の遵守を怠った場合には、当該出願人又は所有者は所定の要件に従って期間の延長を請求することができる。
- (2) (5) 及び(6) に従うことを条件として、長官は請求を許可することができる。ただし、所定の要件が満たされていることを条件とする。
- (3)(2)に従って許可された期間の延長は、本条の適用上、規定されている期間の終了時に満了する。
- (4) 期間の延長の請求が許可された場合は、長官が指定した期限の不遵守の法的結果は発生しなかったものとみなされる。
- (5)(2)に従って期限が延長された場合は、期間延長の更なる請求は、長官が適当であると判断した条件に従い長官が許可する。
- (6) 本条は, 第 VIII 部に基づく長官に対する手続には適用しない。

# 第 XII 部 国際条約に関する規定

## 第119条 欧州特許の効力

- (1) 本法の規定に従うことを条件として、アイルランドを指定する欧州特許は、欧州特許公報における特許付与の言及の公告から、本法の適用上、第 II 部に基づいて行われた出願に従って本法に基づいて特許を付与されたものとして扱われ、また、この公告の日に特許の付与の告示が公報に第 34 条に基づいて公告されていたものとして扱われる。また、前記に加え、次の通り適用する。
- (a) アイルランドを指定する欧州特許の所有者は、これに従って、アイルランドに関して同様の権利及び救済手段を有するものとし、かつ、本法に基づいて付与された特許の所有者と同様の条件に従う。
- (b) 本法における特許への言及は、本法に従って解釈する。及び
- (c) 第 12 条(1)(b)に対応する欧州特許条約の規定の適用上作成された陳述書及び提出された証明書は、それぞれ第 12 条(1)(b)の適用上作成された陳述書及び提出された証明書として扱う。
- (2) (1) は欧州特許庁が扱う手続において特許の訂正,限定又は取消に関して欧州特許条約の規定のアイルランドを指定する欧州特許に関する運用に影響を与えない。
- (3) アイルランドを指定する欧州特許の侵害訴訟が裁判所に提起された後,ただし,最終的に処理はされていない場合で,当該特許が一部に限り有効であることが欧州特許庁での手続において立証された場合は,第50条は,当該特許がアイルランドを指定する限り欧州特許の有効性に関する裁判所の管轄権を害することなく,本法に基づいて付与された特許の有効性が争点とされ,そのように付与された特許が一部に限り有効であることが認められた訴訟に適用するのと同様の方法により当該特許に適用する。
- (4) アイルランドを指定する欧州特許が欧州特許条約に従って訂正され、減縮され又は取り消された場合、当該訂正は本法の適用上の訂正が行われたものとして扱われ又は該当する場合の当該特許は、これらの目的で、本法に基づいて取り消されたものとして扱われる。
- (5) 次の場合, すなわち,
- (a) 欧州特許条約に基づいてアイルランドを指定する欧州特許が,
- (i) 期限の不遵守を事由として取消され、その後、回復、又は
- (ii) 審判部より取消され、その後、拡大審判部により回復、
- (b) 取り消しから、それが回復された事実の公告の間に、第77条とは別に、何人かが特許の 侵害に当たる行為を善意に開始した又はそのような行為をするために誠実に有効かつ真剣な 準備をした場合は、

その者は第37条(8)(c)及び(10)によって付与される権利を有し,同条第(9)及び(11)がそれに従って適用される。

# 第120条 欧州特許出願提出の効果

- (1)(a) アイルランドを指定し、欧州特許条約に基づく出願日を有する欧州特許出願は、(2) に定めた本法の規定の適用上、本法に基づく出願日として前記の日を有する本法に基づく特許出願として扱う。
- (b) 本法は、(3)に定めた修正に従うことを条件として、本項(a)に定める出願に適用する。

- (2) (1)にいう本法の規定は,第11条(3),第25条,第26条,第27条,第44条,第45条,第46条,第55条,第56条,第62条,第76条,第77条,第78条,第79条,第80条,第83条,第84条及び第85条,更に長官へ請求を行い及び長官による認定を行うことを規定する限りは,それのみに限り第17条(3)及び第11条(3)の出願に限定する限り第22条をいう。(3) (1)にいう修正とは、次の通りである。
- (a) 欧州特許条約に基づく出願に関連して行われた優先権の宣言は、本法の適用上第 26 条 (1)に基づく優先権の宣言として扱う。
- (b) 優先権の期間が前述の条約に基づいて延長された場合は,第25条(1)における言及は, 当該出願に関しこのように延長された期間と等しい期間への言及であるものとみなす。
- (c) 特許出願の出願日が当該条約に基づいて後の日に変更された場合は、当該後の日は特許 出願の出願日として扱う。
- (d) 前述の条約に従って出願が公開された場合は、当該出願は、(6)に従うことを条件として、第28条に基づいて公開されたものとして扱う。
- (e) 前述の条約に基づく発明者の明示又は条約に基づいて欧州特許を受ける権利の源泉を示す陳述書は、第17条(3)の適用上第17条(2)に基づいて提出された陳述書として扱う。
- (f) 欧州特許の登録簿への出願の登録は、登録簿への登録として扱う。
- (g) 第35条の規定は当該出願に適用しない。
- (4) (1), (2) 及び(3) は,アイルランドを指定する欧州特許出願に対して,(4A) の場合を除いて,以下の場合は,その適用を停止する。
- (a) その出願が拒絶, 取下げ若しくは取り下げたとみなされる場合, 又は
- (b) 出願におけるアイルランドの指定が取下げ又は取り下げたとみなされる場合,

ただし、出願人の権利が、欧州特許条約に基づいて回復した場合には、権利回復の時から適 用する。

- (4A) (a) (4)(a)又は(b)の発生は、アイルランドを指定する欧州特許出願に含まれる事項であって、他の発明の技術水準となっている事項に関して、第11条(3)の規定の継続的適用に影響を及ぼさない。
- (b) (4) (b) にいう何れかの発生は、アイルランドを指定する欧州特許出願に含まれる事項が、他の発明に関して第 11 条(3) により技術水準の一部となることを妨げない。ただし、当該事由が当該出願の公開前に発生した場合とする。
- (c) (b) は、同項の施行後に出願された欧州特許及び欧州特許出願にのみ適用する。
- (5) (4)の規定により、欧州特許出願に関する(1)、(2)及び(3)の規定の適用停止期間から権利回復までの間に、第77条を除いて、(1)、(2)及び(3)が適用されていた場合には、何人かが、出願の公開により付与された権利の侵害を構成することになる行為を善意に開始し又は善意に当該行為を実行するための現実的かつ有効な準備をしていた場合には、(5A)から(5D)までが適用される。
- (5A) (5)にいう者は、(1)から(3)までの再適用に拘らず、また、特許の付与に拘らず、関係する行為を継続して行う権利又は場合により当該行為を行う権利を有する。
- (5B)(5A)は,(5)にいう行為においてライセンスを何人かに許諾することには適用されない。 (5C)業として,(5)にいう行為が行われ又は当該行為を行う準備がなされた場合,(5A)によ
- り与えられた権利を有する者は、次の行為を行うことができる。
- (a) 当該事業において、現に存在するその者のパートナーの何れかに当該行為を行うことを

許可すること,及び

- (b) 当該行為が行われた又は当該行為を行う準備がされていた過程で事業の当該部分を取得する者に、当該権利を移転し又は死亡により(法人の場合は法人の解散により)当該権利を移転すること
- (5D) 何人かが(5A)又は(5C)により付与された権利を行使して製品を他人に移転した場合は、 当該他人及び当該他人を通じて権利を主張する者は、出願人により製品が譲渡されたのと同 じ方法で製品を取り扱う権限を有する。
- (6) 出願のクレームの英語翻訳文が庁へ提出され、これが公表され、所定の手数料が納付されたときは、フランス語又はドイツ語による欧州特許条約に基づいて欧州特許庁が公開したアイルランドを指定する欧州特許出願は、第 56 条の適用上第 28 条に基づいて公開されたものとして扱う。ただし、出願人は、当該翻訳文の公表前にされる第 56 条にいう当該行為について同条による訴訟を提起することができるが、それは、当該行為がされる前に、当該行為を履行していたと主張される者に前記クレームの英語による翻訳文を郵送し又は届けたときに限る。
- (7) (a) 欧州特許出願は庁に提出することができる。庁は、欧州特許条約の実施規則に定められた期間内に、出願書類を欧州特許庁に送付しなければならない。
- (b) この規定は欧州特許条約に基づく分割出願には適用しない。

# 第121条 欧州特許及び特許出願の真正な本文

- (1)(2)に従うことを条件として、欧州特許又は当該特許出願の手続言語による本文、すなわち、特許又は出願に関する手続が欧州特許庁において行われる場合の言語は、長官又は裁判所が扱う本法に基づく如何なる手続の適用上も、真正な本文である。
- (2) (1)にいう手続言語がフランス語又はドイツ語である場合において,英訳した特許又は出願のクレームがフランス語又はドイツ語で与えられる保護より狭い範囲の保護が与えられるときは、関係する欧州特許のクレーム又は第120条のクレームの英語翻訳文は、特許の取消の手続以外の本法に基づく如何なる手続の適用上も、真正な本文として扱われる。
- (3) (2)にいう当該翻訳文が(1)にいう手続言語により与えられる保護より狭い範囲の保護を与えられる欧州特許又は出願となるときは、特許所有者又は特許出願人は、訂正翻訳文を庁へ提出することができる。また、この者が所定の手数料を所定の期間内に納付したときは、庁はそれを公表する。ただし、当該行為がされる前に、訂正翻訳文が庁により公表され又は特許所有者若しくは出願人が当該行為を履行したと主張される者に訂正翻訳文を郵送若しくは届けていない限り、特許所有者又は出願人は、正しく翻訳されてはいるが当初は翻訳されていなかった特許又は出願を侵害した行為には訴訟を提起する権限を有ない。
- (4) 訂正翻訳文が(3)に基づいて公開される場合及び公開される前は、何人かが当初に翻訳された特許又は出願の侵害は構成しないが、(第77条とは別に)訂正翻訳文に基づく特許の侵害を構成すると認められる行為を善意で開始した場合又は当該行為を履行するための効果的かつ真摯な準備を善意で行った場合は、(5)から(8)までが適用される。
- (5)(4)にいう者は、関係する行為を継続して行う権利を有する、又は訂正翻訳文の公開に拘らず、また、特許の付与に拘らず、場合により、当該行為を行う権利を有する。
- (6) (5)は、(4)にいう行為においてライセンスを何人かに許諾することには適用されない。
- (7) 業として、(4)にいう行為が行われ又は当該行為を行う準備がなされた場合、(5)により

与えられた権利を有する者は、次の行為を行うことができる。

- (a) 当該事業において、現に存在するその者のパートナーの何れかに当該行為を行うことを 許可すること、及び
- (b) 当該行為が行われた又は当該行為を行う準備がされていた過程で事業の当該部分を取得する者に、当該権利を移転し又は死亡により(法人の場合は法人の解散により)当該権利を移転すること
- (8) 何人かが(5)又は(7)により付与された権利を行使して製品を他人に移転した場合は、当該他人及び当該他人を通じて権利を主張する者は、登録された特許所有者又は場合に応じて出願人により移転されたのと同じ方法で製品を取り扱う権限を有する。

# 第122条 欧州特許出願の変更

- (1) アイルランドを指定する出願が、欧州特許庁に適時に転送されなかったために、欧州特 許条約の規定に基づいて取下とみなされた場合は、長官は、(2)にいう条件の遵守により当該 出願を第 II 部に基づく特許出願として扱うよう指示することができる。
- (2) (1)にいう条件とは、次のことである。
- (a) 出願人は、所定の期間内に、出願手数料を納付するものとし、また、当該出願がフランス語又はドイツ語によるときは、出願の英語翻訳文及び欧州特許条約に従って以前に行われた補正の英語翻訳文を提出すること
- (b) (i) 出願人は, 所定の期間内(出願が庁へ出願された場合)に本条に基づく指示を与えるよう長官に請求すること, 又は
- (ii) 出願したアイルランド以外の前記条約の当事国である国の工業所有権を扱う中央所轄 庁は、所定の期間内に当該出願を第 II 部に基づく出願に変更すべき旨の請求書を、提出され た前記出願の謄本と共に送達すること
- (3) 欧州特許出願が本条に基づく指示により(本法の趣旨の範囲内で)特許出願として扱われる場合は,
- (a) 欧州特許条約に基づく出願日は、本法の適用上出願日として扱う。ただし、この出願日が欧州特許条約に基づいてこれより後の日に変更される場合は、当該後の出願日はこれらの目的では出願日として扱う。
- (b) 出願が前記条約の規定の要件を満たす場合は、当該出願は本法に基づく特許出願の要件 を満たすものとして扱う。
- (c) 本法の次の規定, すなわち, 第12条(1)(b), 第17条(2), 第18条(2)若しくは第26条(1)又はこれらの規定の何れかの適用上制定された規則に対応する欧州特許条約の規定に基づいて欧州特許庁に提出された書類は, 当該規定又は規則に基づいて庁に提出されたものとして扱う。

## 第123条 欧州特許を受ける権利に関する疑義の裁判所による裁定

- (1) 高等裁判所は、本条の以下の規定に従って本条を適用する疑義について裁定する。
- (2) 本条は、何人も欧州特許の付与を受けるべき権利又は当該特許の持分を有するか否かに関して欧州特許の付与前に生じる疑義に適用する。また、本条において「使用者及び従業者の疑義」とは、従業者によりされた発明の欧州特許出願から生じる使用者と従業者との間の疑義又はそれらの権原承継人の一方若しくは双方の間の疑義をいう。

- (3)(5)に従うことを条件として、高等裁判所は、次の条件が充足されるときは、そのときに限り、使用者-従業者間の疑義以外で本条が適用される疑義を検討し、裁定する。
- (a) 当事者が、アイルランド以外の関連する契約締結国の法律に基づいて疑義を裁定する管轄権を有する裁判所又はその他の所轄当局の管轄権に服することに合意していたことを証明する書面での契約もそれを証明するその他の証拠書類も存在しないこと、及び
- (b) (i) 出願人が通常,アイルランド国内に居住し又は主たる事業所を有していること,又は
- (ii) 特許が自己に付与されるべきこと及び自己が通常アイルランド国内に居住し又は主たる事業所を有していること並びに出願人が関係する契約締結国の何れにも居住せず又は主たる事業所も有していないことを相手方当事者が主張していること
- (4) (5) に従うことを条件として、高等裁判所は次の条件が充足されるときは、そのときに限り、使用者一従業者間の疑義を検討し、裁定する。
- (a) (i) 従業者が全面的に又は主としてアイルランドにおいて雇用されていること、又は
- (ii) 従業者が特定の国の又は領域において全面的にも又は主としても雇用されていないこと,又は
- (iii) 従業者が主として雇用される場所を確定することができないが,使用者は(従業者が他国にも帰属するか否かに拘らず)従業者の帰属する事業所をアイルランド国内に有していること,及び
- (b) 当事者がアイルランド以外の関係する契約締結国の法律に基づいて疑義を裁定する管轄権を有する裁判所又はその他の所轄当局の管轄権に服することに合意した証拠書類が存在しないこと又は当該合意の当該証拠が存在する場合は、雇用契約に関する適切な法律が当該合意の有効性を認めないこと
- (5) 当事者が高等裁判所の管轄権に服することに合意した旨の証拠書類が存在するとき及び使用者-従業者間の疑義の場合で、雇用契約に関する適切な法律が当該合意の有効性を認めるときは、高等裁判所は本条が適用される疑義を検討し、裁定することができる。
- (6) 本条が適用される疑義を裁定する訴訟が裁判所又はアイルランド以外の関連する契約締結国の法律に基づいて当該疑義を裁定する管轄権を有する他の所轄当局に提起された後,高等裁判所において訴訟が開始されたときは,高等裁判所は次の条件が充足されるまで,訴訟を停止する。
- (a) 所轄当局が、次の何れかを行うこと、すなわち、
- (i) 管轄権を辞退すること, 又は
- (ii) 第124条に基づいて高等裁判所が承認を拒絶する決定を行うこと、及び
- (b) 当該所轄当局の決定に対して上訴する場合は、上訴が取り上げられて裁定され若しくは 取り下げられていること又は当該上訴が取り上げられない場合は上訴期間が満了していること
- (7) 疑義の裁定への本条における言及は、次のものへの言及を含む。
- (a) 当該疑義に関して宣言を行うこと,及び
- (b) 当該疑義に関して高等裁判所が適切とみなす命令を行うこと
- (8) 本条及び第124条における「関係する契約締結国」とは、欧州特許条約の当事国であり、承認の議定書として引用され、かつ、知られる、前記条約に対する議定書の適用を排除するため、前記条約に基づく権利を行使していない国をいう。

(9) 本条及び第124条は、関連する欧州特許出願がアイルランドを指定するか否かに拘らず、欧州特許の付与前に生じた疑義に適用する。

# 第124条 他国の所轄当局による特許の裁定の効果

- (1) (2)に従うことを条件として、裁判所又はアイルランド以外の関係する契約締結国の法律に基づいて当該疑義を裁定する管轄権を有するその他の所轄当局による第 123 条が適用される疑義の裁定は、当該裁定が上訴されないとき又は上訴の期間が上訴されることなく満了したときは、高等裁判所が裁定したものとしてアイルランドにおいて承認される。
- (2) 高等裁判所は、次の何れかのときは、欧州特許出願人が特許又は特許の持分を付与される権利を有さない旨の(1)にいう如何なる裁定も承認することを拒絶することができる。
- (a) 出願人が、その旨を全くか若しくは適切な方法により知らされなかったか又は当該訴訟を争う旨の時宜に適した知らせを受けなかったため、当該裁定が関係する訴訟を争わなかったとき、又は
- (b) 当該裁定が、以前に本法に基づいて及び同一の疑義に関する訴訟の当事者と同じ当事者間で提起された訴訟における疑義を裁定する管轄権を他の関係する契約締結国の法律に基づいて有する裁判所又はその他の所轄当局の裁定と抵触するとき

## 第125条 特許代理人及びその他の代表者

- (1) 収益のために行動する者は、単独か又は他人とのパートナーシップの何れでも、自己の名称及びそのパートナー各々の名称が欧州一覧に記載されている旨の条件を充足しない限り、欧州特許を出願し若しくは取得するために又は欧州特許庁に当該特許に関連する手続を行うために、他人の代理人又はその他の代表者であるとして又はそれらの業務を行うとして行為し、自己を表示し又は自己を主張してはならない。
- (2) (1)は,第93条若しくは第106条により法廷弁護士若しくは事務弁護士が出廷し又は参加する権限を有する手続に対応する欧州特許庁における手続に,法廷弁護士若しくは事務弁護士が出廷し又は参加することを禁止するものと解釈してはならない。
- (3) 収益のために行動する会社は、欧州特許条約に基づいてそのように行為することを許可されない限り、(1)にいう目的で他人の代理人若しくはその他の代表者として行為し、自己を表示し若しくは自己を主張してはならず又は自己が表示され若しくは主張されることを許してはならない。
- (4) (1) 又は(3) に違反する何人も有罪とし、陪審によらない有罪判決により初犯の場合はクラス D, また累犯の場合はクラス C の罰金に処せられる。
- (5) (1)にいう行為をなすが同項にいう条件を充足する者は、この者が資格なく同項にいう業務以外の業務を履行する特許代理人として自己を表示せず、自己を主張せず又は自己が主張されることを許さない限り、第106条に違反した者として扱ってはならない。
- (6) 長官は、(1)にいう条件を充足せず、かつ、(2)の例外の範囲内に該当しない如何なる者も、欧州特許出願の目的では代理人又はその他の代表者として承認することを拒絶することができる。

# 第126条 欧州特許弁護士

(1) 疑義を避けるため、その者の名称が欧州一覧に記載された何人も、欧州特許弁護士とし

て自己を表示したという理由のみにより 1954 年事務弁護士法第 56 条に基づく有罪とされないことを本法により宣言する。

(2) 欧州一覧にその者の名称が記載されている者は、欧州特許又は当該特許出願に関して本法に基づいて長官における手続に使用するために(証書以外の)書類を作成したという理由のみでは、1954年から1960年までの事務弁護士法に基づいて有罪とされない。

# 第127条 国際特許出願

- (1) アイルランドを指定する国際特許出願は、アイルランドを指定する欧州特許出願とみなす。また、第127A条の規定に従い、第II部に基づく特許出願として扱う。
- (2) 庁は、欧州特許条約第 151 条を害することなく、国際出願を行う者に対して PCT 条約第 2条(xv)の趣旨の範囲内で受理官庁として行為することができる。ただし、当該出願が英語によることを条件とする。
- (3) 受理官庁としての庁に提出された出願には所定の送付手数料を添えなければならない。
- (4) 所轄大臣は、当該出願を行う出願人の受理官庁として行動する庁に結果として生じる国際出願に関する規定については、規則によりこれを制定することができる。
- (5) 欧州特許庁に出願され、PCT 条約に基づいて公開された(1)にいう如何なる出願も、当該 出願の謄本が英語、フランス語又はドイツ語により欧州特許庁に送達され、かつ、欧州特許 条約に基づいて関連する手数料が納付されたときは、そのときに限り、第 11 条(3)の適用上 公開されたものとして扱う。
- (6) 欧州特許庁に出願され、PCT 条約に基づいて英語、フランス語又はドイツ語以外の言語により公開された(1)にいう出願は、欧州特許条約に基づいて欧州特許庁により英語、フランス語又はドイツ語で再公開されたときは、そのときに限り、第56条の適用上公開されたものとして扱う。

# 第 127A 条 アイルランドを指定する国際特許出願が第 II 部に基づく特許出願として扱われる状況

- (1) アイルランドを指定する国際特許出願が条約に基づき出願日が拒否され、所定の方法で 所定の期間内に行われた請求の後、長官が、当該拒否が条約に基づく機能を有する機関の誤 り又は不作為によるものであると決定した場合は、長官は、出願が長官の指示する出願日を 有し、第 II 部に基づく出願として扱うよう指示することができる。
- (2) 所定の条件の遵守を条件として、アイルランドを指定する国際特許出願は、次の場合には、第 II 部に基づく出願として扱われる。
- (a) 出願人が国際出願の出願日又は優先日の何れか早い方から 31 月が経過する前において 当該国際出願を取り下げ、かつ、国際段階での国際的な処理手続が中止されている場合
- (b) 国際事務局が何らかの理由により、国際出願又は当該出願におけるアイルランドの指定が取り下げられた又は取り下げたものとみなされたとの決定をする場合
- (c) 国際出願が,条約第20条(同条は条約規則の規則47に従って解釈される),第22条(1) 又は第39条(1)に規定された期間内に欧州特許庁により受領されなかったことを理由として 取り下げたものとみなされた場合,又は
- (d) 出願人が,アイルランドを指定する国際出願の出願日又は優先日の何れか早い方から 31 月が経過する前において,長官に対して当該国際出願を第 II 部に基づく特許出願として扱う

よう請求することを決めた場合

- (3) 所定の条件の遵守を条件として, (1)又は(2)に基づいてアイルランドを指定する欧州特 許出願とみなされなくなったアイルランドを指定する国際特許出願は,指定の適用停止が有 効となった時点で第 II 部に基づく出願として扱われる。
- (4) (5)は, 第 II 部に基づく特許出願として扱われる, アイルランドを指定する国際特許出願に適用する。
- (5) 条約に従って国際事務局によりアイルランド語又は英語以外の言語で公開されたアイルランドを指定する国際特許出願は、第56条及び第66条(3)の適用上、当該出願のクレームのアイルランド語又は英語への翻訳文が提出され、かつ、庁により公開された時に第28条に基づいて公開されたとものとして扱われる。
- (6) 条約第2条は、同条が当該条約の解釈に適用されるのと同様に、本条の解釈に適用する。
- (7) 本条において、「条約規則」とは、2016年7月1日より効力を有する、条約に基づく規則を意味する。

## 第128条 特許に関する国際協定に効力を付与する命令

- (1) 所轄大臣は、欧州特許条約若しくは PCT 条約の修正に又はこの修正の特定の条項に若しくはアイルランドが当事国であるか又は当事国となることを建議中の特許に関する何れかの条約、協約若しくは協定(又はそれらの議定書)に対して、効力を付与することが必要若しくは便宜と自己が認める規定を命令により制定することができる。
- (2) 所轄大臣は、命令により、本条に基づく命令を取り消し又は修正することができる。

## 第129条 条約及び条約に基づく証書の証拠

- (1) 裁判所による通知及び長官による通知は、次に基づいて行われる。すなわち、
- (a) 第 128 条に基づく命令が適用される欧州特許条約, PCT 条約及びその他の条約若しくは 議定書又は他の協定
- (b) 欧州特許条約及び PCT 条約に基づいて出版され又は発行された公報, 定期刊行物若しくは官報並びに欧州特許条約に基づいて保管される欧州特許登録簿, 及び
- (c) 欧州特許条約により生じる疑義に関する所轄当局の当該条約に従う意見の決定又は表明
- (2) 欧州特許条約若しくは PCT 条約の機関により作成された証書について又はその機関により行われた行為について、その内容若しくは規定又はその内容若しくは規定の部分を陳述する意図で(1)(b)にいう如何なる書類も、当該内容、規定又は部分の一応の証拠として本法に基づいて認容される。
- (3) 欧州特許条約の所轄当局による判断又は命令を含み,(2)にいう機関が欧州特許条約若しくは PCT 条約に基づいて作成された証書について又は当該機関が保管する記録若しくはその他の書類について又は当該記録若しくはその他の書類の一部,それへの記入事項又はそれからの抜粋についての一応の証拠は,当該機関の職員による真正な謄本として認証された謄本を作成し裁判手続に供することができる。また,当該謄本とされる書類は,当該証明書の署名者の正式な地位若しくは筆跡又はこの者のこれをなす権限についての証明なしに証拠として受領される。
- (4)(3)にいう証書又は命令についての証拠については、本法に基づくか否かに拘らず、如何なる手続においても、次による場合は、これを用いることができる。

- (a) 証書を発行し又は作成した機関の代理として公式に印刷したと称する謄本の作成による 場合
- (b) 証書が政府部門に保管されている場合は、適法にその旨を授権された当該部門の職員により真正な謄本として認証された謄本の作成による場合

また,(b)にいう謄本とされている書類は,当該証明書の署名者の正式な地位若しくは筆跡又はこの者のこれをなす権限又は当該部門が保管する書類についての証明なしに証拠として受領される。

# 第130条 欧州特許条約に基づく訴訟の証拠の取得

- (1) 1856 年外国裁判証拠法(本条において以下「1856 年法」という)は、外国において裁判管轄権を有する裁判所又は法廷に関して適用される通り、欧州特許条約に基づいて構成された所轄当局に適用する。したがって同法第 1 条の外国における裁判管轄権を有する裁判所又は法廷への言及は、その様に構成された所轄当局への言及を含むと解釈する。
- (2) 1856 年法を適用する場合は、裁判所は、長官の面前での証人の宣誓に基づく尋問を命令することができる。
- (3) 1856 年法に従って長官の面前で宣誓して尋問され、故意に虚偽の証拠を提出した何人も本条により拡大して適用され、偽証罪に処せられる。

# 第131条 欧州特許庁等に対する情報の伝達等

本法の通過の前後に通過したか否かに拘らず,如何なる法規も,欧州特許条約に従って次の情報を欧州特許庁又は当該条約の当事国である国において当該情報を受領する所轄当局へ伝達することを違法と解釈されない。すなわち,

- (a) 裁判所規則に従って裁判所がそのように伝達することを許可する,裁判所のファイルによる情報
- (b) 本法に基づいてその旨を制定された規則に従って長官がそのように伝達することを許可する、 庁のファイルによる情報

# 第132条 財務規定

- (1) 欧州特許条約又は PCT 条約に基づいてアイルランドの財政上の義務を果たすことを求められ、財務大臣が裁可する如何なる金額もアイルランド議会が提供する金銭から支払われる。
- (2) (1)にいう 2 条約に従って受領された如何なる金額も財務大臣の同意を得て所轄大臣が定めた基金に払い込まれ、同様に定めた方法により計上される。

# 第1附則 経過規定

- 1. 本附則の規定に従うことを条件として、本法により廃止された法規に基づいて制定され、許可され、発令され、付与され又は履行された如何なる命令、規則、規定、特許、要件、証明書、通知、裁定、指示、許可、同意、申請、請求又は事柄も、本法施行の直前に効力を有し、かつ、本法に基づいて制定、許可、発令、付与され又は履行された筈である限り、継続して有効とし、これに対応する本法の規定に基づいて制定、許可、発令、付与又は履行されたものとして効力を有する。1964年法に基づいて付与された追加の特許は、主発明に関する特許が効力を存続する限りにおいてのみ、効力を存続する。
- 2. (1) 1964 年法に基づいて付与され、本法施行時に効力を有する特許の存続期間は、追加期間の各年に関して所定の期間内に所定の更新手数料を納付することを条件に 20 年に延長される。
- (2) 本項は、1964年法第27条に基づく請願の提出に従って、本法施行前に延長された期間を有する特許には適用しない。
- (3) 1964年法に基づいて付与された特許の存続期間を延長する如何なる請願も、本法施行後に 1964年法第 27条に基づいて提出してはならない。
- 3. (1) 本法施行前に特許が満了し、かつ、1964年法に基づくその期間の延長の請願が本法施行の直前に係属中であった場合は、次の規定を適用する。
- (a) 当該延長に対する異議申立の通知が 1964 年法に基づく規則若しくは(場合に応じて)裁判所規則によりその旨の所定の期間内に与えられなかったとき又は与えられたが当該通知が取り下げられているときは、特許所有者は当該請願を取り下げることができ、また、当該特許の存続期間はこれによりその満了の日から4年間延長される。
- (b) 前記通知が所定の期間内に与えられ、かつ、取り下げられていないとき又は当該請願が取り下げられなかったときは、1964年法の規定は当該請願に関して継続して適用する。
- (2) 本法施行の直前に、1964年法第27条に基づいて提出された請願についての裁定に対する上訴が係属中であった場合は、1964年法の規定は、当該上訴が裁定されるまで当該上訴に関して継続して適用する。
- 5. 本法施行時に係属中であった失効した特許を回復する申請は,1964 年法の規定に基づいて裁定される。
- 6. 本法施行前に,1964 年法に基づいて完全明細書が提出されたが,受理されなかった場合は,本法第 II 部の規定は,本附則の7. に定めた修正に従うことを条件として,同部に基づく出願に適用する通り,当該明細書が関係する出願及び当該出願により付与された特許に適用する。
- 7. 本附則の6.にいう修正は、次の通りである。
- (a) 出願日は完全明細書が提出された日とし、説明、クレーム及び図面に対する第 II 部における言及は、この完全明細書を参照して解釈される。

- (b) 第 18 条(2)(c), 第 19 条(2) 及び第 35 条は、出願に関し効力を有さない。また、第 29 条(1) 及び第 30 条(1)は、(k)に定める場合を除き、効力を有さない。
- (c) 提出された如何なる仮明細書も,有効な優先権主張が第26条に基づいて行われたときは,仮明細書で開示された事項が当該発明に関して正当な基礎を形成する範囲内に限り,完全明細書の主題と同様な出願の優先権を生じる。
- (d) 出願が1964年法の趣旨の範囲内で条約出願として行われた場合において、ただし、当該趣旨の範囲内で条約出願の要件が充足されるときは、当該出願は、有効な優先権主張が第26条に基づいて行われたのと同様の優先権を享受する。
- (e) 完全明細書が本法施行前に1964年法第69条に基づいて公衆の閲覧に供された場合は、 当該公衆への閲覧は第28条に基づく公開とみなす。また、このように公開された日は当該公 開の日とみなす。(出願に関して提出された仮明細書を含め)出願に添付した他の書類は、本 法施行後速やかに公衆の閲覧に供される。
- (f) 本法施行前に提出したか又は提出したものとみなす出願に関して行われた発明者に関する宣言は,第17条(2)の要件を充足したものとみなす。
- (g) 本法に基づいて行為をなし又は書類を提出する期限は、1964年法に基づくこれに対応する期限の到来前には、到来しない。
- (h) 1964 年法第 11 条(5) に基づく出願は, 第 24 条の趣旨の範囲内での分割出願として扱う。
- (i) 1964 年法第 28 条に基づく追加の特許出願は、独立した特許出願であるものとみなす。
- (j) 本法に含まれた如何なる事柄にも拘らず、出願は、1964年法に基づいて出願の権限を付与された者の名称で行うことができる。
- (k) 1965 年特許規則において定める期間内に 1964 年法第 8 条 (6) (a) 又は(b) に基づいて定められた証拠を提出した出願人は、本法第 30 条 (1) の要件を充足したものとみなす。当該証拠が本法施行後に提出された場合は、第 30 条 (3) の適用上、所定の手数料を添えなければならない。また、如何なる出願の場合も、前記規則により定める期間内に証拠が提出されなかったときは、出願人が第 29 条 (1) 又は該当する場合は第 30 条 (1) の規定に従わない限り、当該出願は取り下げられたものとみなす。
- (1) 第29条(4),第30条(4)又は該当する場合は第30条(5)の規定に基づいて提出できた補正に対応した出願の補正であって、本法施行前に提出したものは、これらの規定に基づいて提出したものとみなす。ただし、代理人が出願人の代理として行動する場合は、適法に委任された特許代理人がこれらを提出することを条件とする。
- (m) 出願人が従うことを求められる 1964 年法(又はこの法に基づいて制定された規則)に基づく要件が出願人に通知されていた出願の場合において、出願人が本法施行前にこれらの要件に従わなかったか又は当該要件に従った旨を長官に納得させていないときは、1964 年法の規定(及びこれに基づいて制定された関連する規則)については、争点の事項が最終的に裁定されるまで、これを継続して適用する。
- 8. (1) 1964年法第18条に基づいて出願の完全明細書の受理が公告され、かつ、同法第19条 (1)に定める期間が本法施行時に満了していなかった出願の場合は当該期間の満了前又は当該期間中に異議申立が通知された場合は1964年法の規定に基づき関係する手続が終了して特許を付与する旨の裁定が下される前は、当該出願に関して本法に基づく特許は付与されない。

- (2) 特許付与に対する異議申立が1964年法第19条に基づいて通知され、本法施行前に当該事案が裁定されていなかった場合は、1964年法に基づき関係する手続が終了して特許を付与する旨の裁定が下される前は、本法に基づく特許は付与されない。
- 9. 第114条に基づいて規則を制定する権限には、1964年法第96条にいう目的のために規則を制定する権限を含める。
- 10. 本法施行前に出願され、ただし、当該施行前にそれに関して完全明細書が提出されていない特許出願(原出願)は、当該施行の直前に放棄されたものとみなす。ただし、第 25 条(1)又は(4)の如何なる事柄にも拘らず、原出願は、原出願の出願日が本法に基づく後の特許出願の出願日の直前の日に終了する 15 月の期間内に該当するときは、当該後願に関して第 26 条に基づく優先権主張を立証するために資することができる。また、当該後願に関して次の規定を適用する。すなわち、
- (a) 原出願の出願日に始まる 18 月期間の満了後速やかに行うべき出願の公開には原出願に添えた仮出願を含める。
- (b) 本法の適用上,期間が出願の優先日から12月と定められた場合は,当該期間は,当該後願に関する目的のために原出願の出願日に始まる15月の期間とする。
- 11. 如何なる書類においても本法により廃止された法規への言及が存在する場合は、その言及は当該法規と対応する本法の規定への言及として解釈する。
- 12. 本附則の1,2又は3が適用される1964年法に基づいて付与された特許は、同法の規定によってのみ取り消される。
- 13. 本法施行時に係属中であった 1964 年法第 42 条に基づくライセンスに関する如何なる申請も 1964 年法の規定に基づいて裁定される。

# 第2附則 第45条(3)にいう指示

# 一般原則

第45条は、特許により付与された保護の範囲が、クレームや、クレームに見出される不明確さを解決するためにのみ採用される説明及び図面において使用された用語の厳密な文字上の意味により定義されるように理解されるべきであるという意味に解釈してはならない。第45条は、クレームが指針としてのみに資するという意味、また、付与された現実の保護が、当該技術の熟練者による説明及び図面の検討から、特許所有者が予期するところまで拡大できるという意味の何れにも解釈してはならない。これに反して、第45条は、特許所有者のための公正な保護と第三者のための期待性の合理的な程度とを結ぶこれら両極端の間の位置を定義するものと解釈すべきである。

## 同等

特許によって付与される保護の範囲を決定する目的で、クレームで指定された要素と同等の 要素が適切に考慮される。